

# 外国人技能実習機構業務の概況

令和 6 年 7 月

外国人技能実習機構



# 外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・ 主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
- ・ 出入国在留管理庁長官

事務の委任  
監督

報告

本部事務所 TEL:03-6712-1523(代表)  
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

理事長  
(主務大臣が任命)

理事  
(3人以内)  
(理事長が主務大臣の  
認可を受けて任命)

監事  
(2人以内)  
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

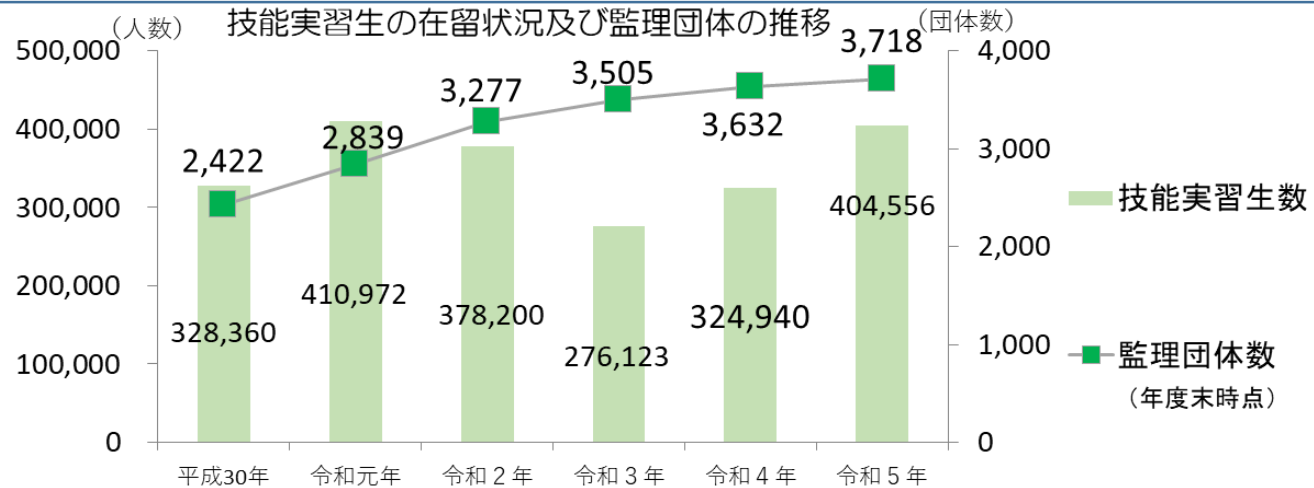
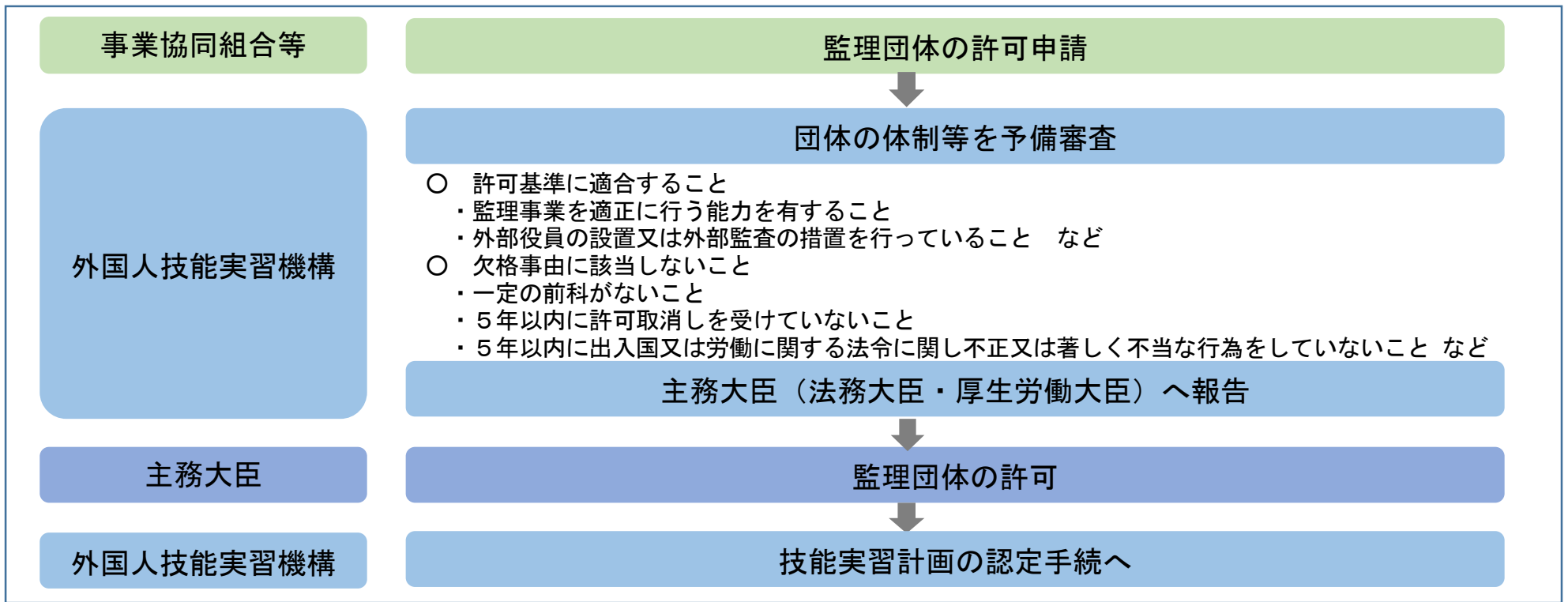
## 組織形態

- 認可法人  
(発起人が設立を発起し、主務大臣が  
設立を認可)

## 所掌事務

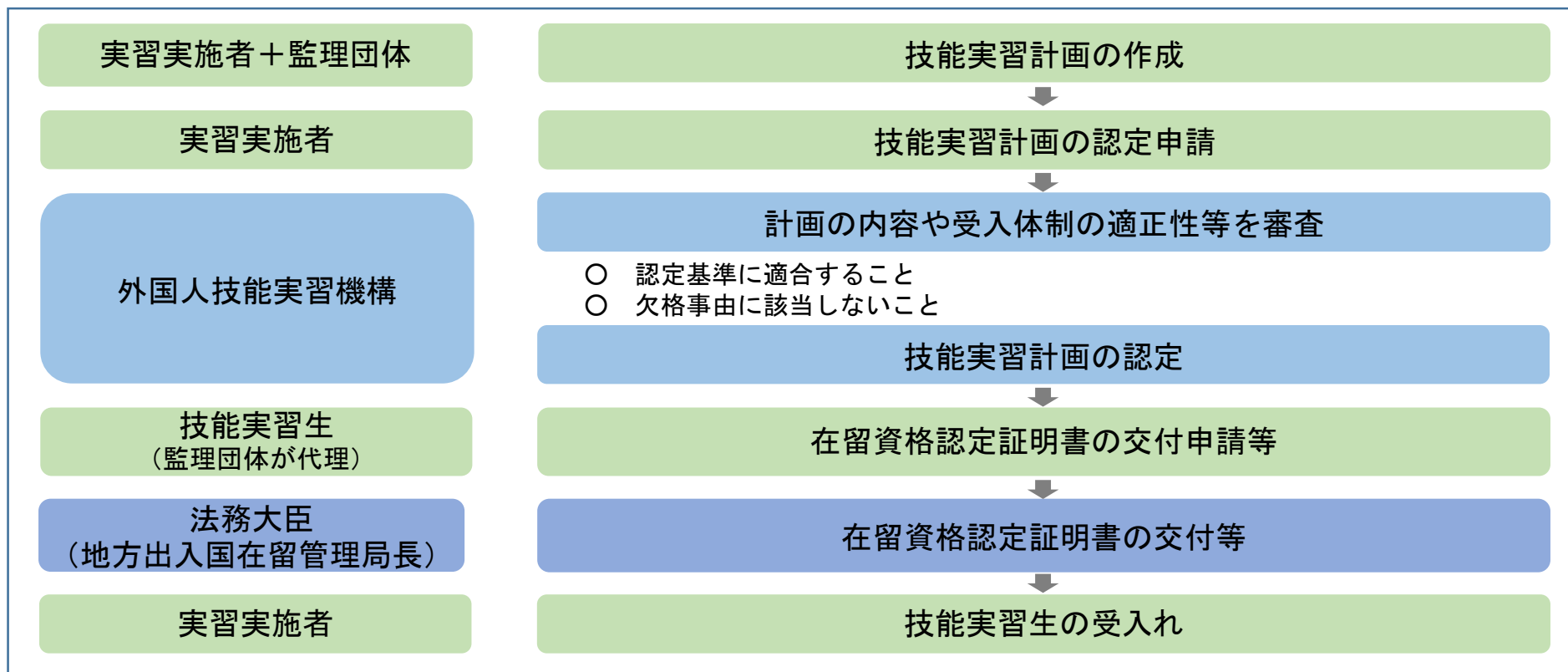
- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する  
報告徴収、実地検査等
  - ・ 監理団体(約3,700団体)への  
実地検査を年1回実施
  - ・ 実習実施者(約70,000社)への実地  
検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体  
からの監査報告、技能実習実施困難  
時の報告、実習実施者からの実施状  
況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

# 外国人技能実習機構の業務①（監理団体の審査）

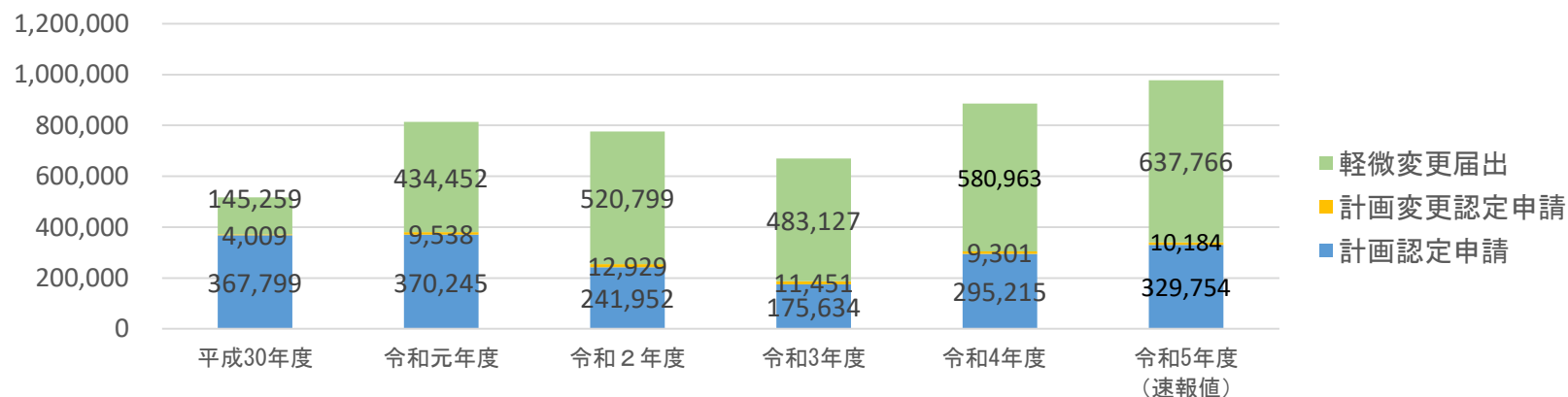


※ 技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年末時点）  
 監理団体数：外国人技能実習機構ホームページ「監理団体の検索」（各年度末時点）

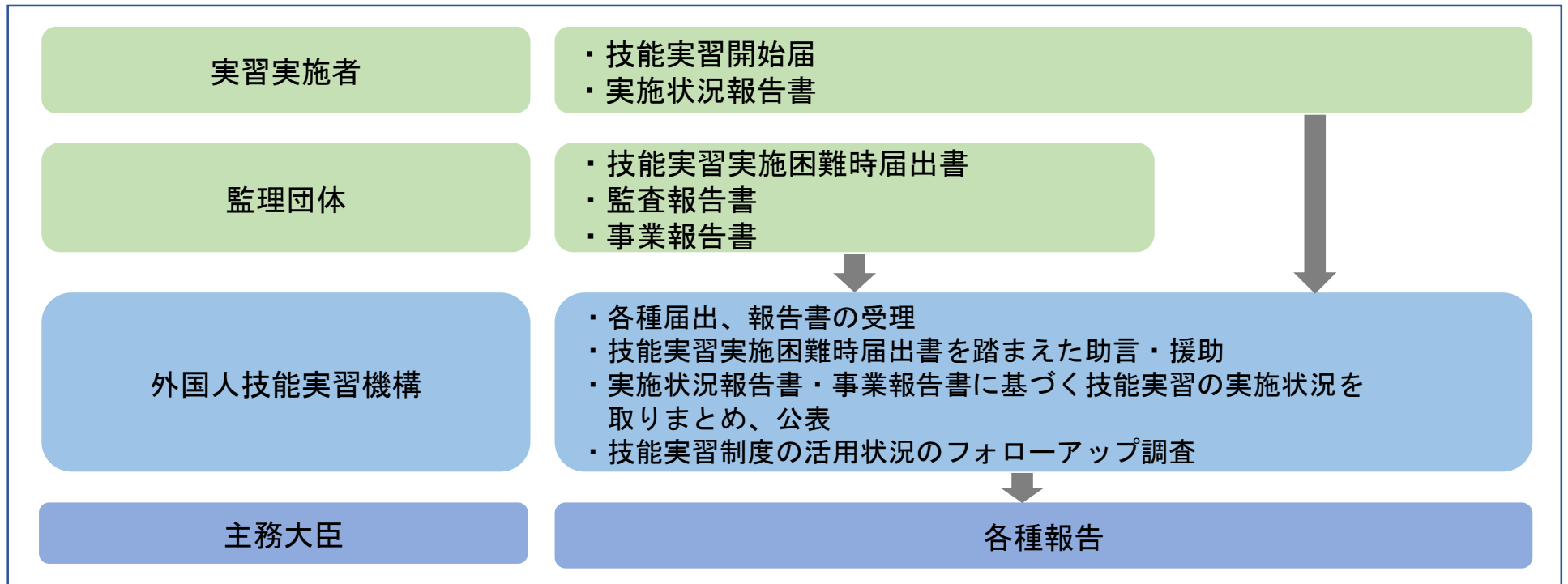
# 外国人技能実習機構の業務②（技能実習計画の認定等）



技能実習計画関係 各種件数



# 外国人技能実習機構の業務③（届出、報告書の受理）



## 機構による届出・報告書の調査項目

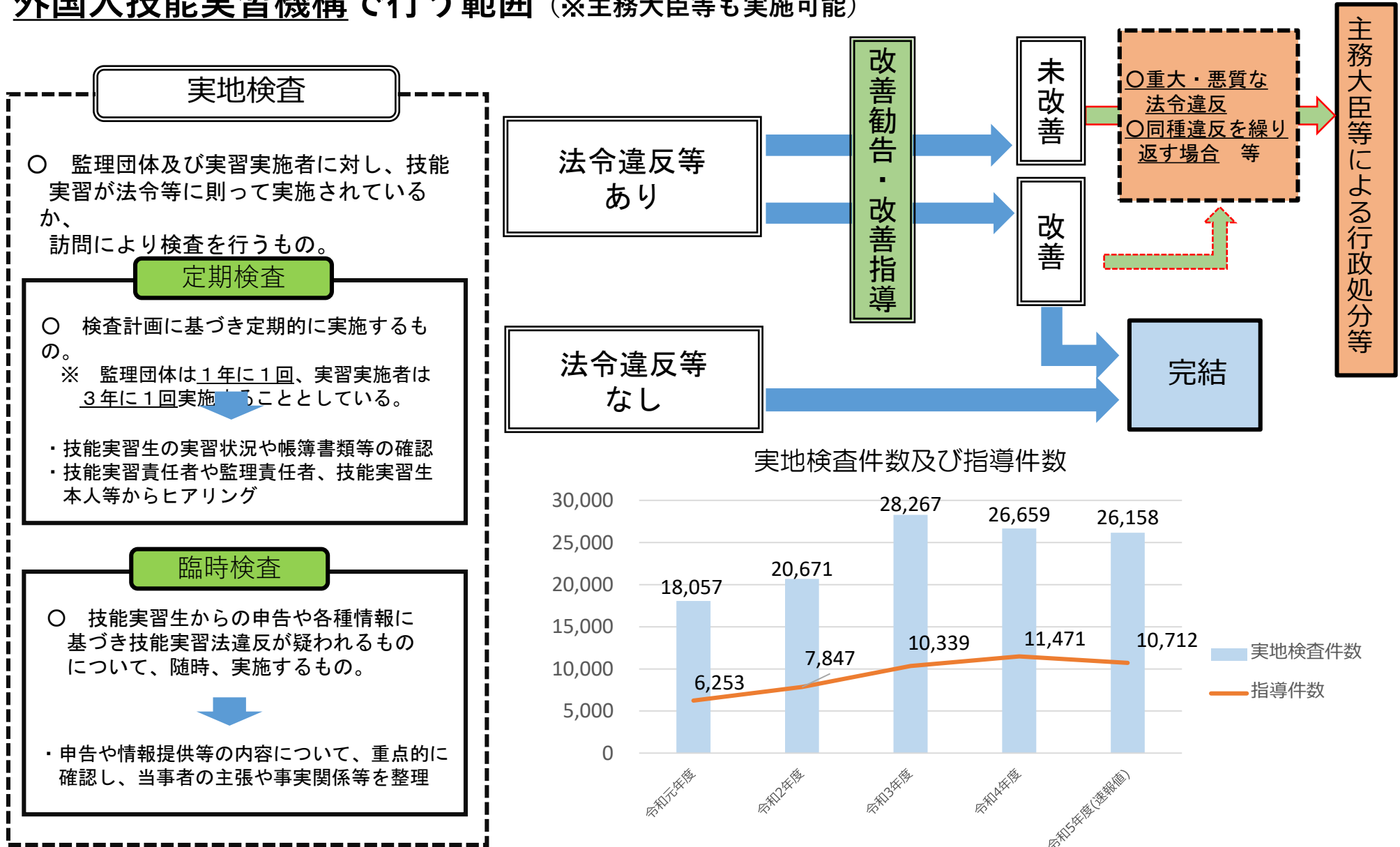
### 実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

### 実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

## 外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）



# 外国人技能実習機構の業務⑤（母国語相談、地方事務所の相談）

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。  
 また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。  
 さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、X（旧Twitter））、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

## 母国語相談の実施

技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。

※ 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

## 母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
技能実習生の在留者数（人）※年末時点	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123	324,940	404,556
相談件数（件）	854	2,695	7,452	13,353	23,701	17,332	14,328 (注)
申告件数（件）	0	90	133	82	104	125	85

## 令和5年度の母国語相談の主な相談内容別内訳

- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 2,719件（19.0%）
- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 2,438件（17.0%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 2,390件（16.7%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 1,923件（13.4%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 1,611件（11.2%）

※ 令和5年度の母国語相談受付件数（相談手段別に計上した受付件数の総数）は、9,276件（電話：5,828件、メール：3,439件、手紙：9件）  
 （注）「相談件数」14,328件は、母国語相談受付件数9,276件を相談内容別に計上（一つの受付件数に対し、複数の内容が含まれる場合あり）した件数の総数。

## 外国人技能実習機構の業務⑥（実習先変更支援）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

### 転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注1）  
令和6年3月31日時点で監理団体2,796機関が利用者登録
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注2）  
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注1）技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注2）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

### 実習先変更個別支援受案件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
実習先変更支援件数	20	36	54	49	39	52	70

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。



# 外国人技能実習機構の業務⑦（宿泊支援）

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

## 一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

- 技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談
  - ・ 事情等の聴取、確認
  - ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



- 一時宿泊先の提供
  - ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
  - ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



- 一時宿泊施設における支援
  - ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
  - ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

## 宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

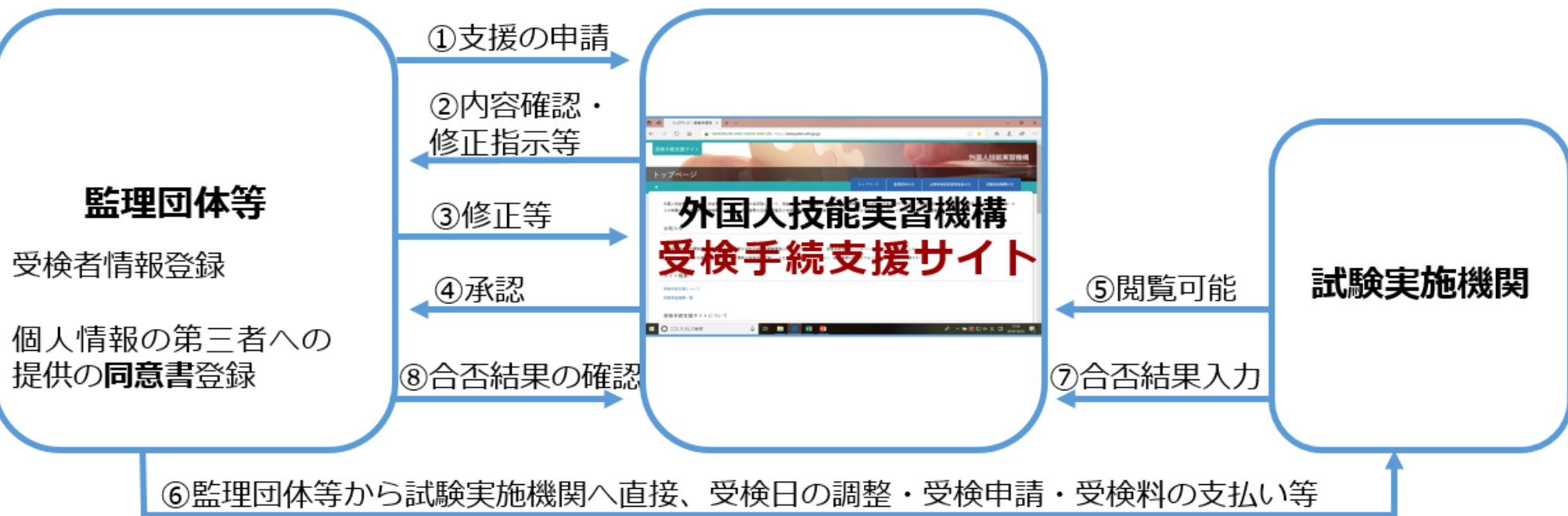
- 令和5年度末時点で、宿泊支援件数は、166件（累計）
- 宿泊支援協定締結対象施設は、393か所

（いずれも速報値）

# 外国人技能実習機構の業務⑧（技能検定等の受験手続支援）

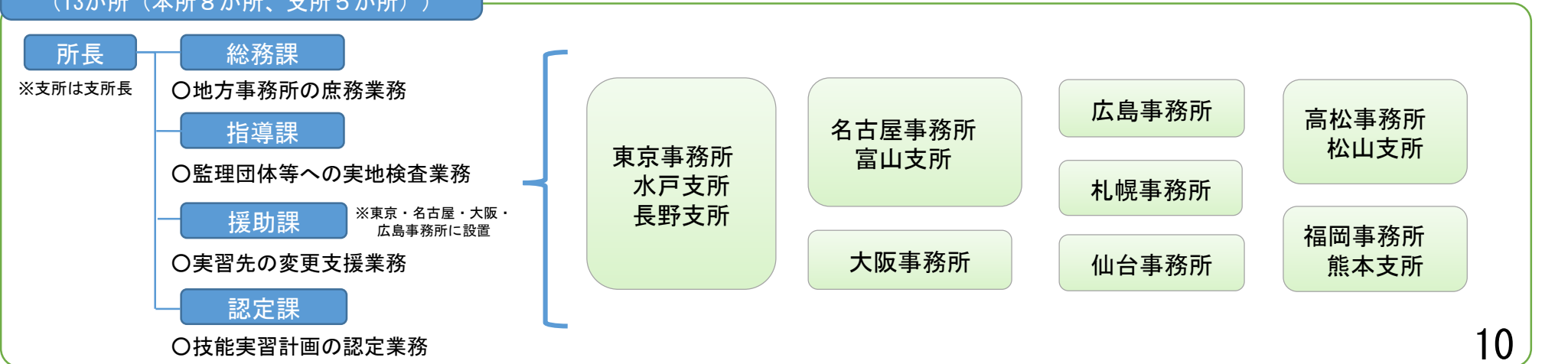
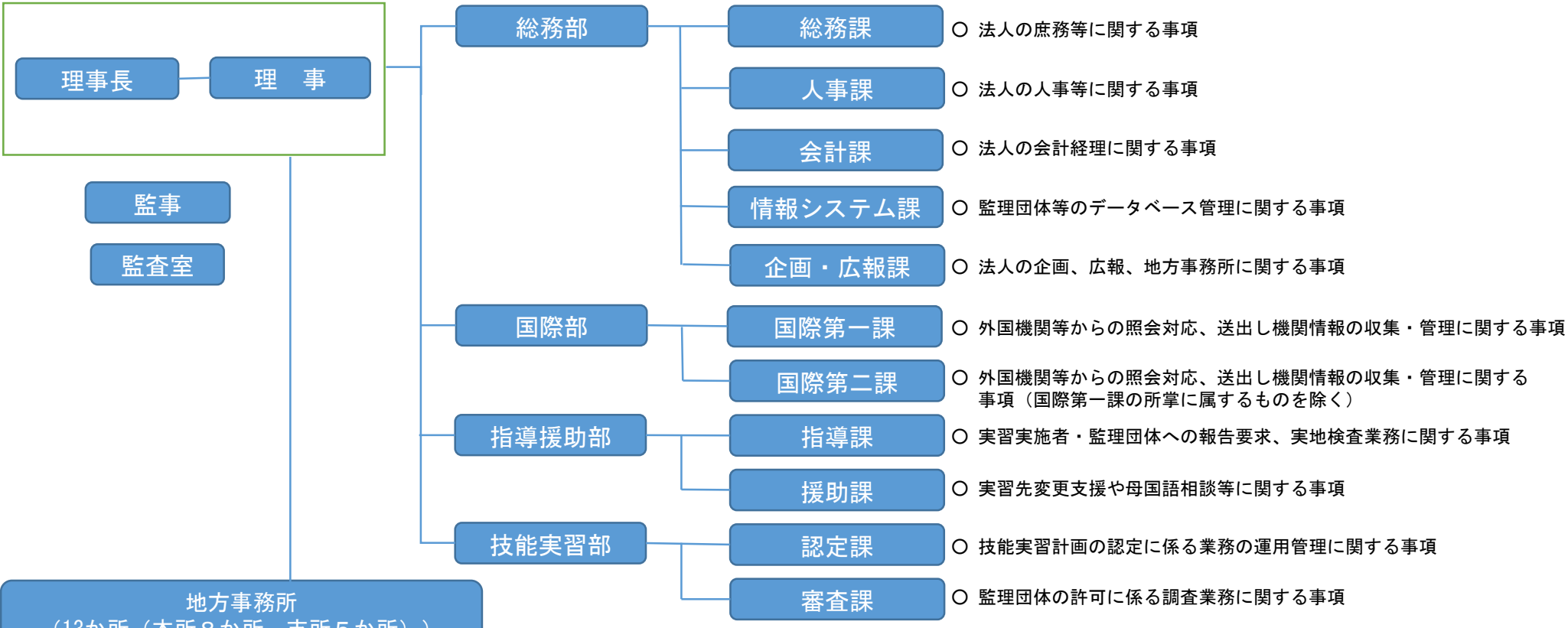
技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

## 受験手続支援サイトの仕組み



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
受験手続 支援人数	98,904	205,060	302,579	265,473	191,558	265,436	277,943

# 外国人技能実習機構の組織・体制について



# 技能実習制度における申請等件数（1）（東北地区ブロック）

## 1 監理団体許可件数（令和6年6月7日現在）

仙台事務所 (担当区域)	一般監理事業	特定監理事業	合計
青森県	15件 (うち介護職種 3件)	15件 (うち介護職種 6件)	30件 (うち介護職種 9件)
岩手県	14件 (うち介護職種 4件)	6件 (うち介護職種 4件)	20件 (うち介護職種 8件)
宮城県	19件 (うち介護職種 7件)	12件 (うち介護職種 3件)	31件 (うち介護職種 10件)
秋田県	12件 (うち介護職種 1件)	7件 (うち介護職種 3件)	19件 (うち介護職種 4件)
山形県	12件 (うち介護職種 0件)	11件 (うち介護職種 2件)	23件 (うち介護職種 2件)
福島県	22件 (うち介護職種 5件)	20件 (うち介護職種 7件)	42件 (うち介護職種 12件)
東北地区計	94件 (うち介護職種 20件)	71件 (うち介護職種 25件)	165件 (うち介護職種 45件)
全国計	2,038件 (うち介護職種 701件)	1,686件 (うち介護職種 578件)	3,724件 (うち介護職種 1,279件)

2 技能実習計画認定件数

集計対象期間令和4年4月1日～令和5年3月31日

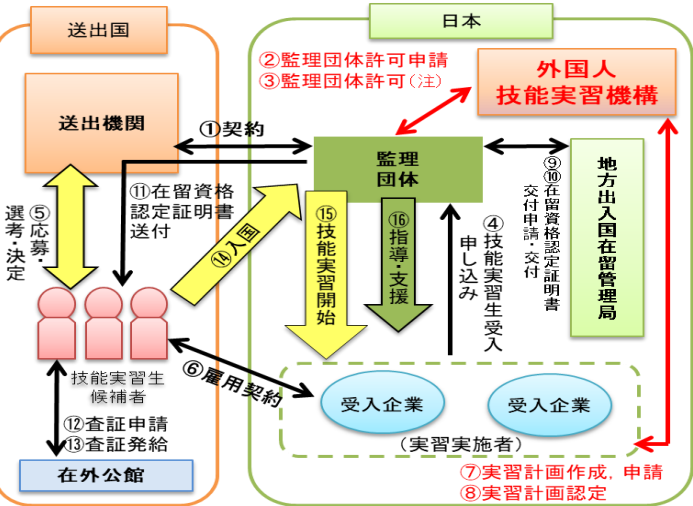
外国人技能実習機構	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
仙台事務所	青森県	25件	1,900件	1,925件
	岩手県	31件	2,260件	2,291件
	宮城県	10件	3,300件	3,310件
	秋田県	1件	1,013件	1,014件
	山形県	19件	1,515件	1,534件
	福島県	42件	2,644件	2,686件
仙台事務所計	東北地区計	128件	12,632件	12,760件
全国計		4,483件	241,777件	246,260件

# (参考) 技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）  
 ※令和5年末時点  
 ○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約40万人在留している。

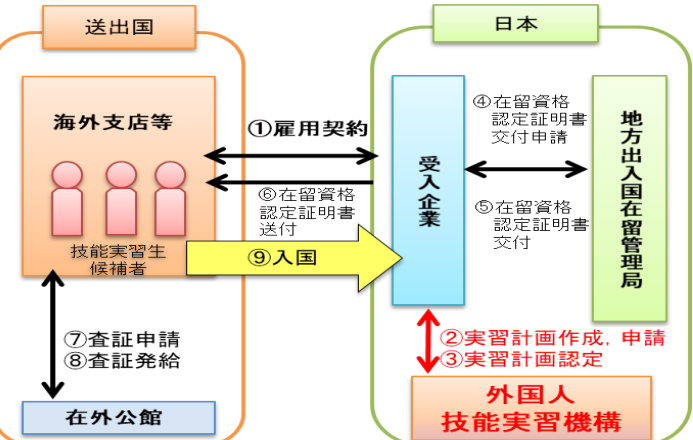
## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

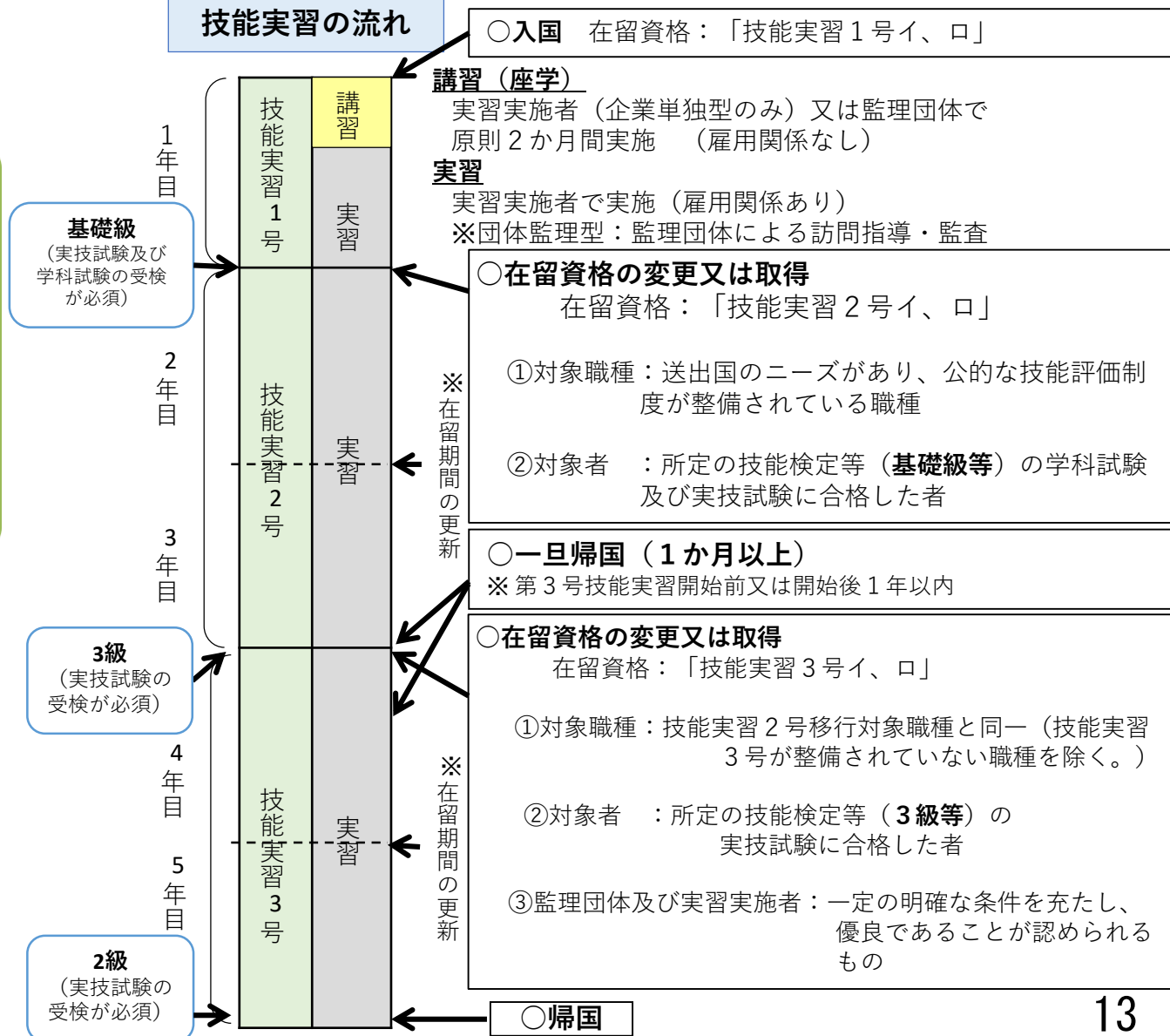


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

### 講習（座学）

実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施（雇用関係なし）

### 実習

実習実施者で実施（雇用関係あり）

※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

### ○在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

- ①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
- ②対象者：所定の技能検定等（**基礎級等**）の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

### ○一旦帰国（1か月以上）

※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

### ○在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

- ①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）
- ②対象者：所定の技能検定等（**3級等**）の実技試験に合格した者

※在留期間の更新

- ③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

## 令和4年度外国人技能実習機構業務統計 概要

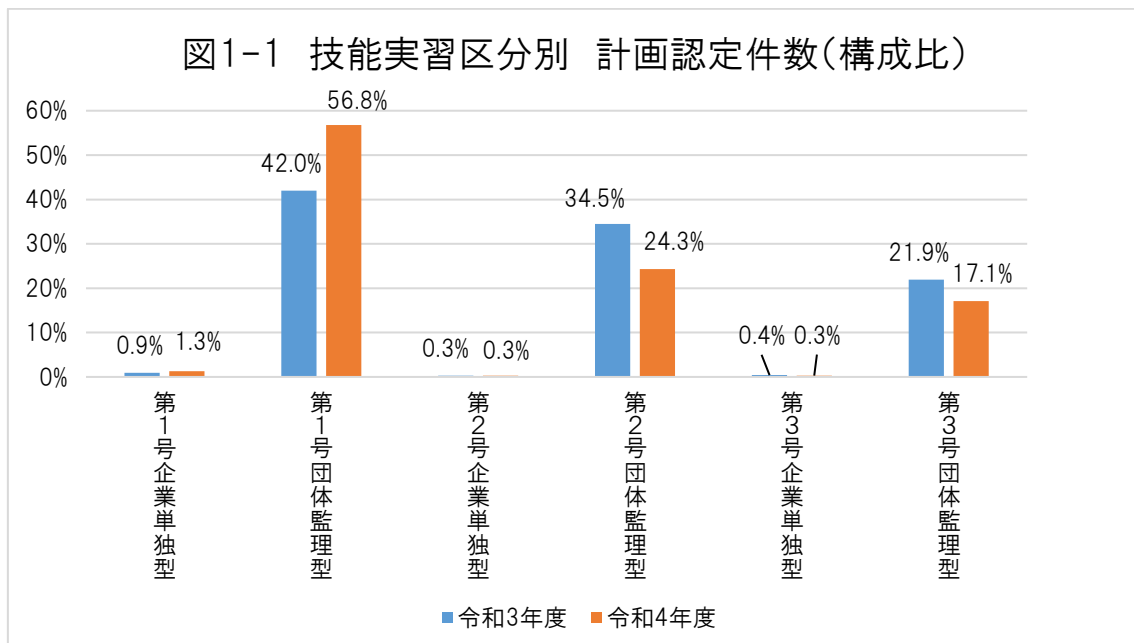
- ・ 本業務統計は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの外国人技能実習機構の業務の状況を集計したものである。
- ・ (1-1) 等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表 1-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

### 第1 技能実習計画の認定

#### 1 技能実習区分別技能実習計画認定件数 (1-1) 【図 1-1】

令和4年度に認定を受けた技能実習計画件数は 246,260 件(令和3年度：171,387 件。以下、令和3年度の数値を ( ) 内に記載。)であった。

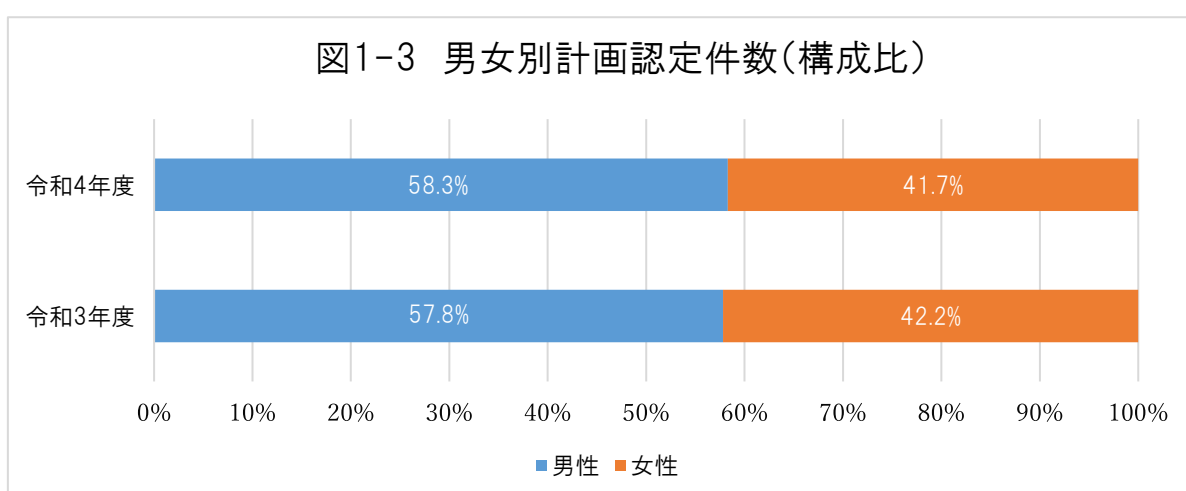
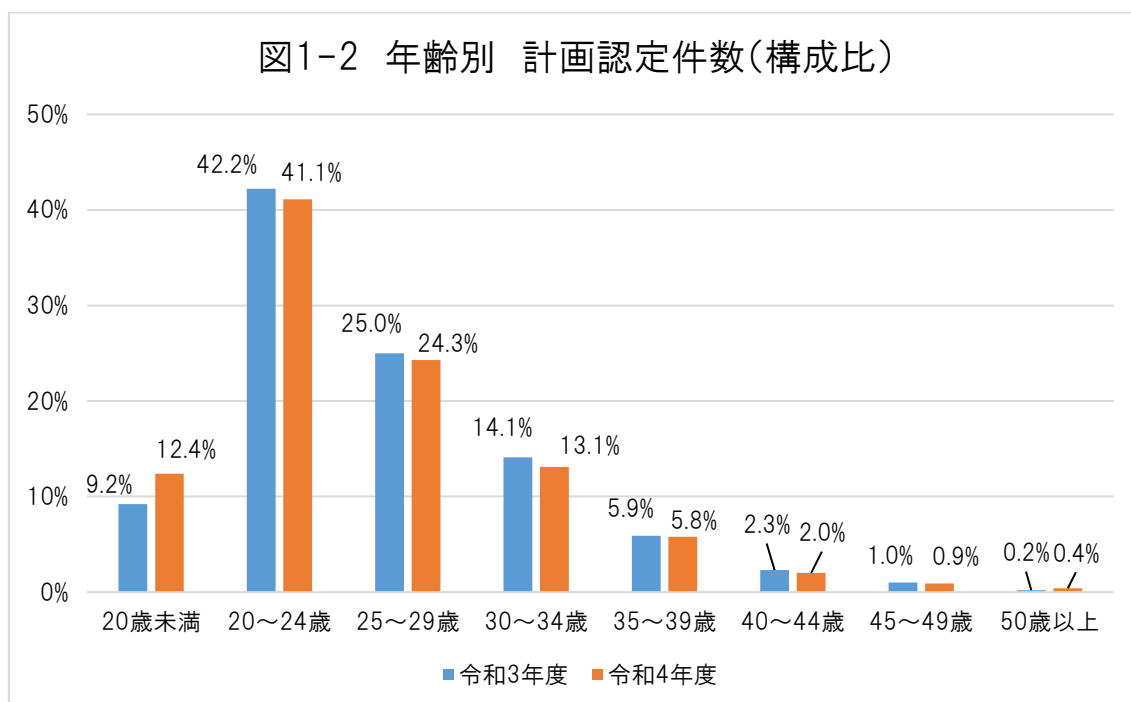
技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第1号団体監理型技能実習で 56.8% (42.0%)、次いで第2号団体監理型技能実習で 24.3% (34.5%) となっている。



## 2 年齢・男女別技能実習計画認定件数（1-2）【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別（男女計）に構成をみると、20～24歳の範囲が最も多く41.1%（42.2%）、次いで25～29歳が24.3%（25.0%）、30～34歳が13.1%（14.1%）となっている。

また、男女別では、男性が58.3%（57.8%）、女性が41.7%（42.2%）となっている。

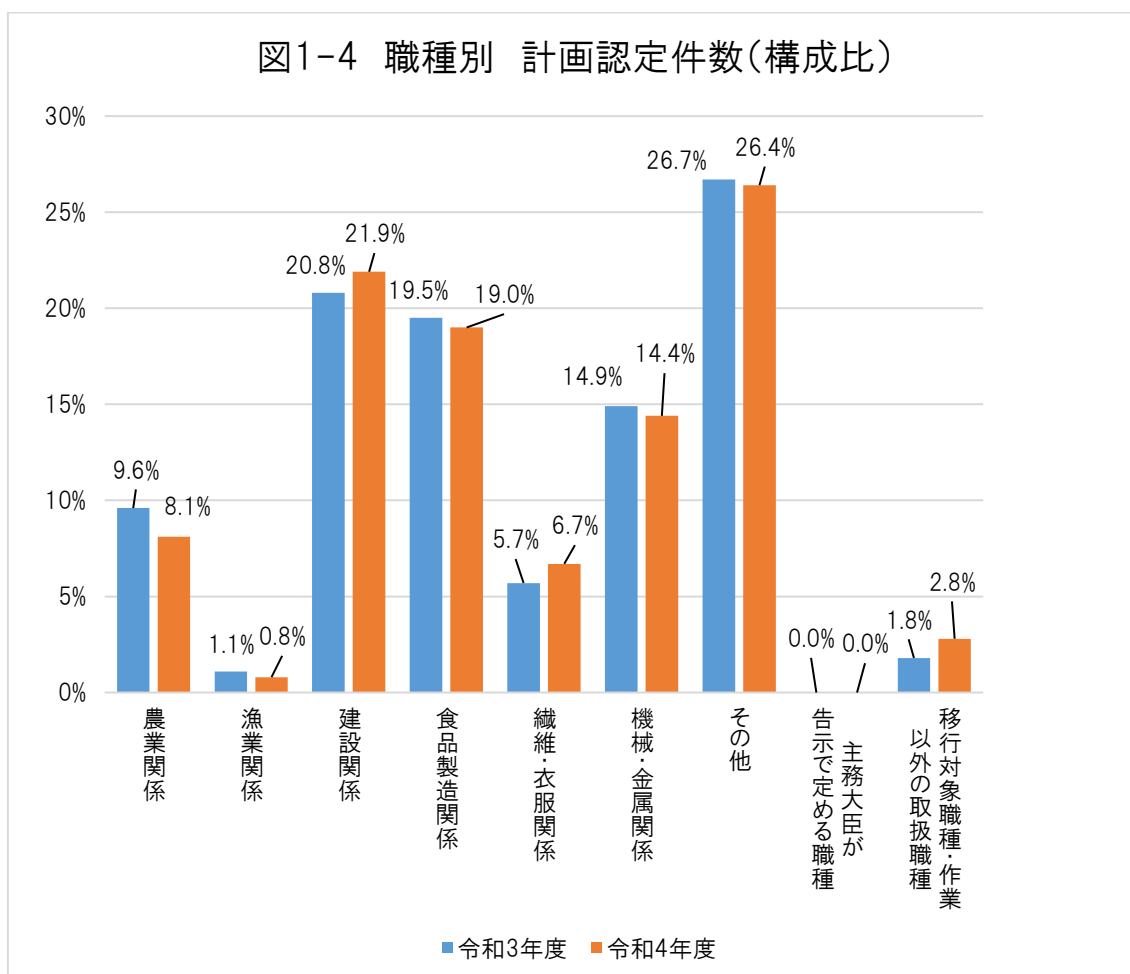




### 3 職種別技能実習計画認定件数（1-4）【図 1-4】

職種別にみると、職種全体のうち、建設関係の職種が最も多く21.9%（20.8%）、次いで食品製造関係の職種が19.0%（19.5%）、機械・金属関係の職種が14.4%（14.9%）となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の2.8%（1.8%）となっている。



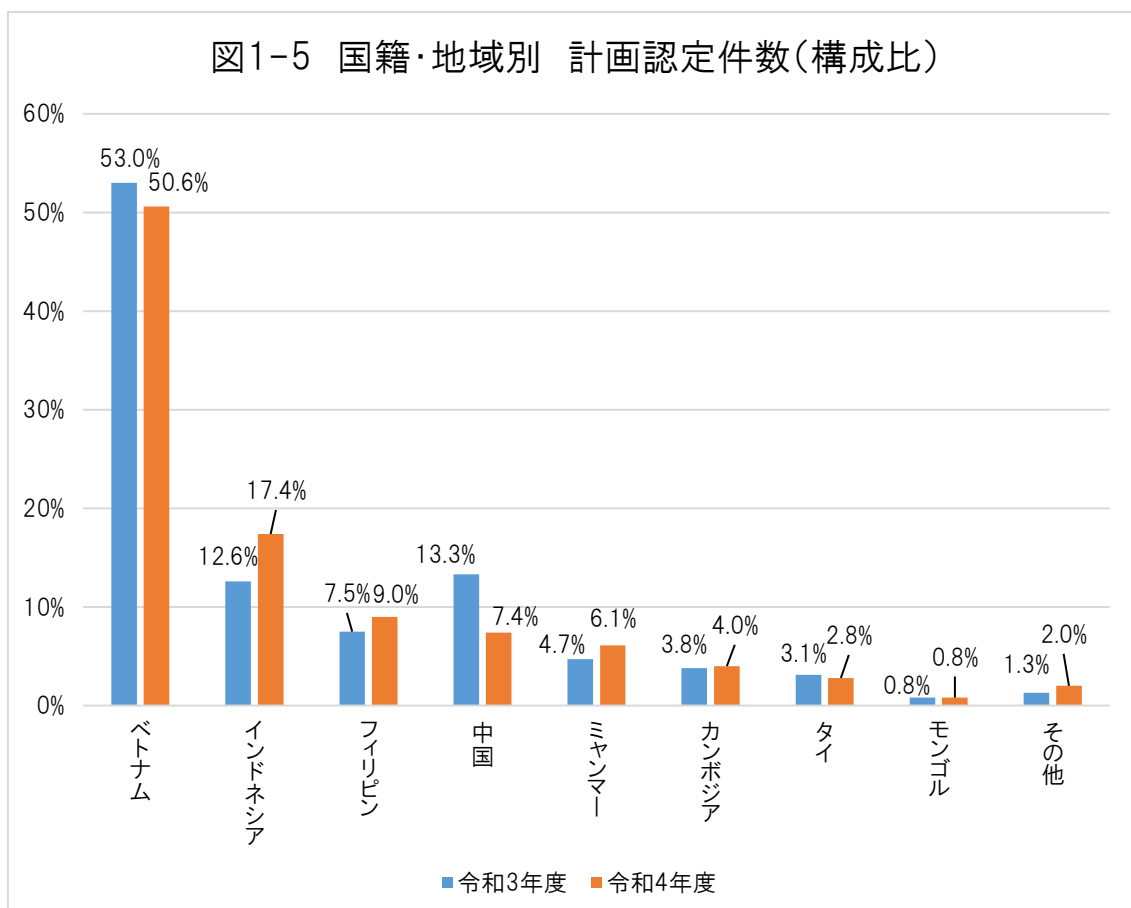
※ 1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、R P F 製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造である。以下同じ。

※ 2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。

※ 3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第 2 号技能実習又は第 3 号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

#### 4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 124,509 件（90,753 件）で 50.6%（53.0%）と全体の半分を占め、次いでインドネシアの 42,836 件（21,651 件）で 17.4%（12.6%）、フィリピンの 22,205 件（12,785 件）で 9.0%（7.5%）となっている。



技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-6 ベトナム

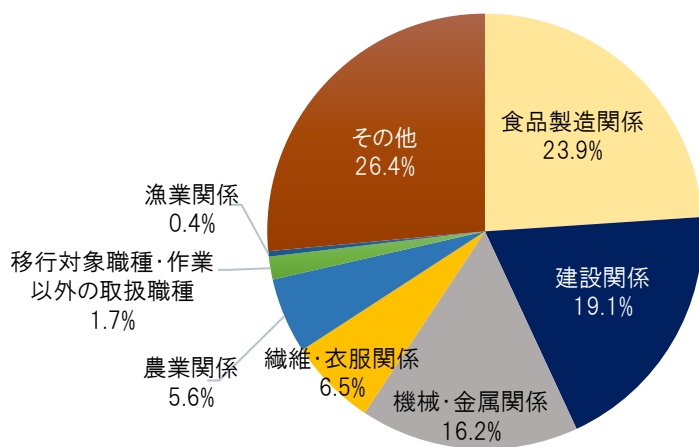


図1-7 インドネシア

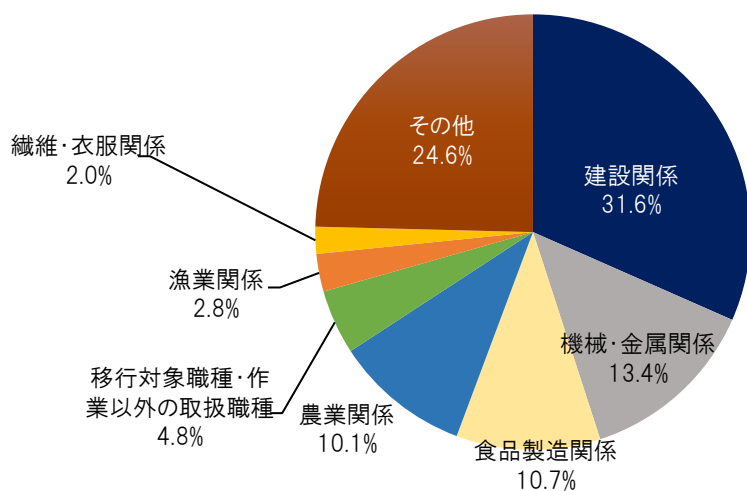
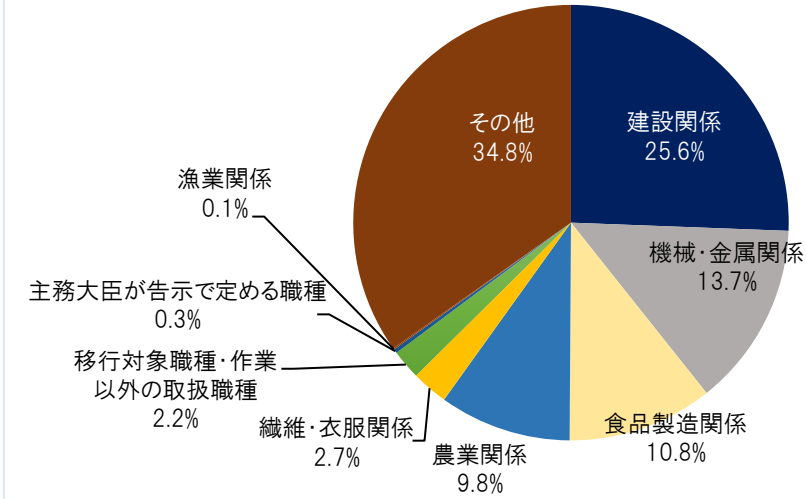


図1-8 フィリピン



技能実習計画認定件数の多い上位3職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-9 建設関係

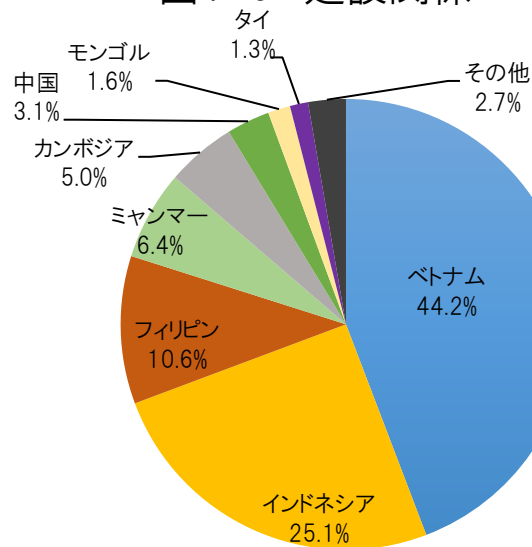


図1-10 食品製造関係

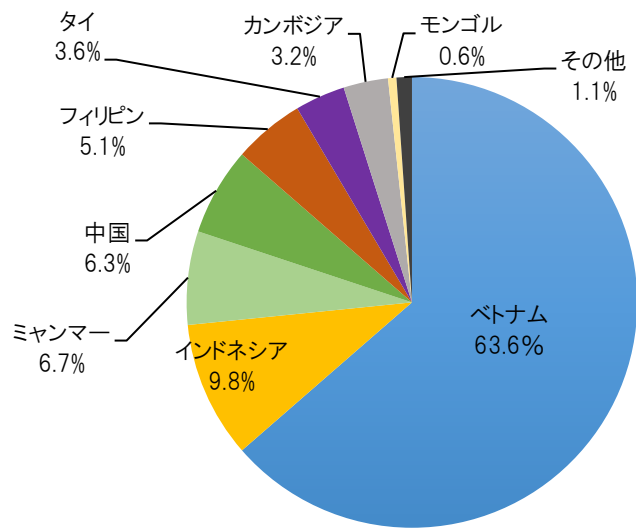
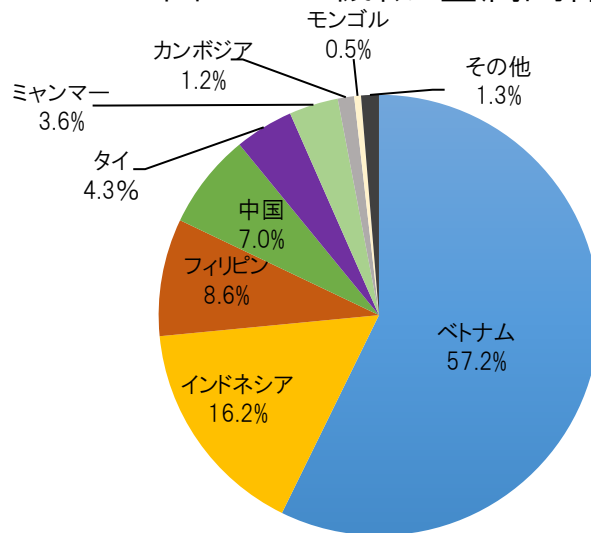


図1-11 機械・金属関係



5 都道府県別技能実習計画認定件数（1-7）【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成で見ると、愛知県が最も多く全体の 9.3%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 令和 4 年度 都道府県別計画認定件数（構成比）

都道府県	構成比	都道府県	構成比	都道府県	構成比
北海道	3.3%	石川県	1.4%	岡山県	2.5%
青森県	0.8%	福井県	1.2%	広島県	3.9%
岩手県	0.9%	山梨県	0.6%	山口県	1.3%
宮城県	1.3%	長野県	1.7%	徳島県	0.8%
秋田県	0.4%	岐阜県	3.8%	香川県	1.6%
山形県	0.6%	静岡県	3.7%	愛媛県	1.8%
福島県	1.1%	愛知県	9.3%	高知県	0.6%
茨城県	4.5%	三重県	2.6%	福岡県	3.6%
栃木県	2.1%	滋賀県	1.6%	佐賀県	0.7%
群馬県	2.7%	京都府	1.4%	長崎県	0.7%
埼玉県	5.0%	大阪府	5.3%	熊本県	2.3%
千葉県	4.3%	兵庫県	3.6%	大分県	1.1%
東京都	4.1%	奈良県	0.8%	宮崎県	1.0%
神奈川県	3.7%	和歌山県	0.5%	鹿児島県	1.4%
新潟県	1.2%	鳥取県	0.5%	沖縄県	0.7%
富山県	1.6%	島根県	0.5%		

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-8）【表 1-2】

職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下の  
ような結果となっている。

表 1-2 令和4年度 都道府県別、職種別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 21.4%	熊本県 10.3%	北海道 6.7%	千葉県 5.6%	群馬県 4.5%
2 漁業関係	広島県 31.0%	北海道 14.7%	岡山県 6.9%	高知県 6.6%	兵庫県 5.7%
3 建設関係	東京都 10.0%	埼玉県 9.6%	愛知県 8.4%	神奈川県 7.8%	大阪府 7.4%
4 食品製造関係	北海道 8.0%	愛知県 5.9%	千葉県 4.8%	埼玉県 4.7%	大阪府 4.7%
5 繊維・衣服関係	岐阜県 11.0%	岡山県 7.2%	愛知県 6.2%	福井県 6.0%	愛媛県 5.1%
6 機械・金属関係	愛知県 14.5%	岐阜県 6.3%	大阪府 6.0%	兵庫県 5.6%	静岡県 5.2%
7 その他	愛知県 12.0%	大阪府 6.2%	広島県 5.1%	埼玉県 4.7%	岐阜県 4.6%
8 主務大臣が告示で定める職種	千葉県 36.4%	福岡県 30.3%	東京都 18.2%	大阪府 15.2%	— —
9 移行対象職種・作業以外の取扱職種	愛知県 10.0%	神奈川県 7.2%	長野県 6.6%	滋賀県 6.5%	群馬県 6.3%

7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-9）【表 1-3】

技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-3 令和4年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
ベトナム	愛知県 9.0%	大阪府 6.3%	埼玉県 4.6%	東京都 4.3%	兵庫県 4.2%
中国	愛知県 10.6%	岐阜県 8.6%	茨城県 6.4%	埼玉県 5.7%	千葉県 5.5%
インドネシア	愛知県 8.0%	茨城県 6.2%	埼玉県 5.4%	神奈川県 4.9%	大阪府 4.3%
フィリピン	愛知県 11.5%	静岡県 6.2%	広島県 6.1%	埼玉県 5.2%	千葉県 4.5%
ミャンマー	愛知県 7.3%	福岡県 5.7%	北海道 4.9%	東京都 4.4%	大阪府 4.1%
タイ	愛知県 13.7%	埼玉県 7.8%	広島県 7.7%	茨城県 7.1%	三重県 6.2%
カンボジア	愛知県 8.9%	岐阜県 7.1%	熊本県 6.8%	茨城県 6.7%	千葉県 4.7%
モンゴル	神奈川県 12.5%	埼玉県 12.3%	東京都 10.3%	北海道 9.4%	千葉県 8.3%
その他	愛知県 14.5%	埼玉県 7.0%	茨城県 6.6%	千葉県 5.1%	北海道 3.9%



8 国籍・地域別、都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-10-1）～（1-10-9）

【表 1-4】～【表 1-6】

技能実習計画認定件数の多い上位3か国（ベトナム、インドネシア、フィリピン）について、職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-4 令和4年度 都道府県別、職種別計画認定件数（ベトナム）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 17.5%	熊本県 8.1%	北海道 7.7%	千葉県 5.5%	福岡県 4.0%
2 漁業関係	広島県 62.6%	岡山県 18.1%	北海道 15.8%	兵庫県 2.9%	宮城県 0.4%
3 建設関係	東京都 9.9%	埼玉県 9.4%	大阪府 9.4%	神奈川県 8.1%	愛知県 8.0%
4 食品製造関係	北海道 7.3%	大阪府 5.3%	東京都 4.9%	千葉県 4.8%	愛知県 4.8%
5 繊維・衣服関係	岡山県 8.8%	岐阜県 7.5%	愛知県 5.9%	福井県 5.3%	広島県 5.0%
6 機械・金属関係	愛知県 13.6%	大阪府 7.1%	兵庫県 6.7%	岐阜県 5.9%	茨城県 4.6%
7 その他	愛知県 13.1%	大阪府 7.0%	静岡県 5.0%	岐阜県 4.9%	広島県 4.5%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	広島県 11.7%	滋賀県 7.7%	大阪府 6.4%	愛知県 5.6%	長野県 5.4%

（注）主務大臣が告示で定める職種の、令和4年度における認定件数は0件である。

表 1-5 令和4年度 都道府県別、職種別計画認定件数（インドネシア）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 30.4%	群馬県 8.5%	熊本県 6.7%	千葉県 5.4%	鹿児島県 5.3%
2 漁業関係	北海道 15.0%	広島県 13.7%	高知県 10.1%	千葉県 7.8%	宮崎県 7.7%
3 建設関係	東京都 9.1%	埼玉県 9.0%	神奈川県 8.2%	愛知県 6.9%	大阪府 6.2%
4 食品製造関係	宮城県 6.4%	静岡県 6.4%	愛知県 5.3%	鹿児島県 4.9%	北海道 4.8%
5 繊維・衣服関係	福井県 16.3%	愛知県 9.5%	岐阜県 8.3%	富山県 8.1%	石川県 6.5%
6 機械・金属関係	愛知県 12.9%	静岡県 9.0%	岐阜県 5.3%	群馬県 4.9%	福岡県 4.4%
7 その他	愛知県 10.8%	埼玉県 5.9%	大阪府 5.0%	茨城県 4.8%	群馬県 4.3%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	神奈川県 17.0%	栃木県 11.2%	大分県 10.5%	滋賀県 10.4%	長野県 7.8%

(注) 主務大臣が告示で定める職種の、令和4年度における認定件数は0件である。

表 1-6 令和 4 年度 都道府県別、職種別計画認定件数（フィリピン）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	熊本県 23.5%	福岡県 12.1%	鹿児島県 7.2%	北海道 6.6%	岩手県 6.1%
2 漁業関係	広島県 69.2%	岡山県 26.9%	鳥取県 3.8%	— —	— —
3 建設関係	愛知県 13.9%	埼玉県 11.8%	東京都 11.4%	静岡県 9.5%	神奈川県 5.6%
4 食品製造関係	茨城県/愛知県 7.4%		千葉県 6.7%	神奈川県 5.9%	北海道 5.8%
5 繊維・衣服関係	秋田県 15.6%	静岡県 10.6%	福井県 10.1%	長野県 9.0%	岩手県 6.2%
6 機械・金属関係	愛知県 14.4%	岐阜県 7.9%	広島県 6.7%	大阪府 5.6%	静岡県 5.3%
7 その他	愛知県 13.3%	広島県 9.9%	愛媛県 9.4%	千葉県 4.9%	大阪府 4.6%
8 主務大臣が告示で定める職種	千葉県 36.4%	福岡県 30.3%	東京都 18.2%	大阪府 15.2%	— —
9 移行対象職種・作業以外の取扱職種	静岡県 25.3%	長野県 16.5%	和歌山県 16.3%	山口県 6.3%	茨城県 5.2%

## 第2 監理団体の許可

### 1 監理団体許可件数（2-1、2-3）

令和4年度に新たに許可を受けた監理団体は223件（277件）、有効期間更新許可を受けた監理団体は1,029件（347件）となっている。

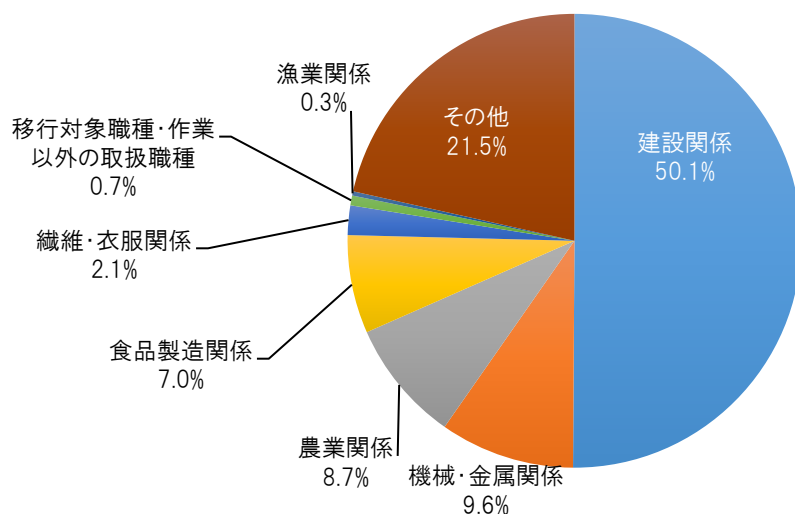
なお、監理団体の総数は3,632件で、そのうち一般監理事業1,909件、特定監理事業1,723件となっている（令和5年3月31日現在）。

※ 一般監理事業は第1号団体監理型技能実習から第3号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業は第1号団体監理型技能実習及び第2号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。

### 2 職種別監理団体許可件数（2-4）【図2-1】

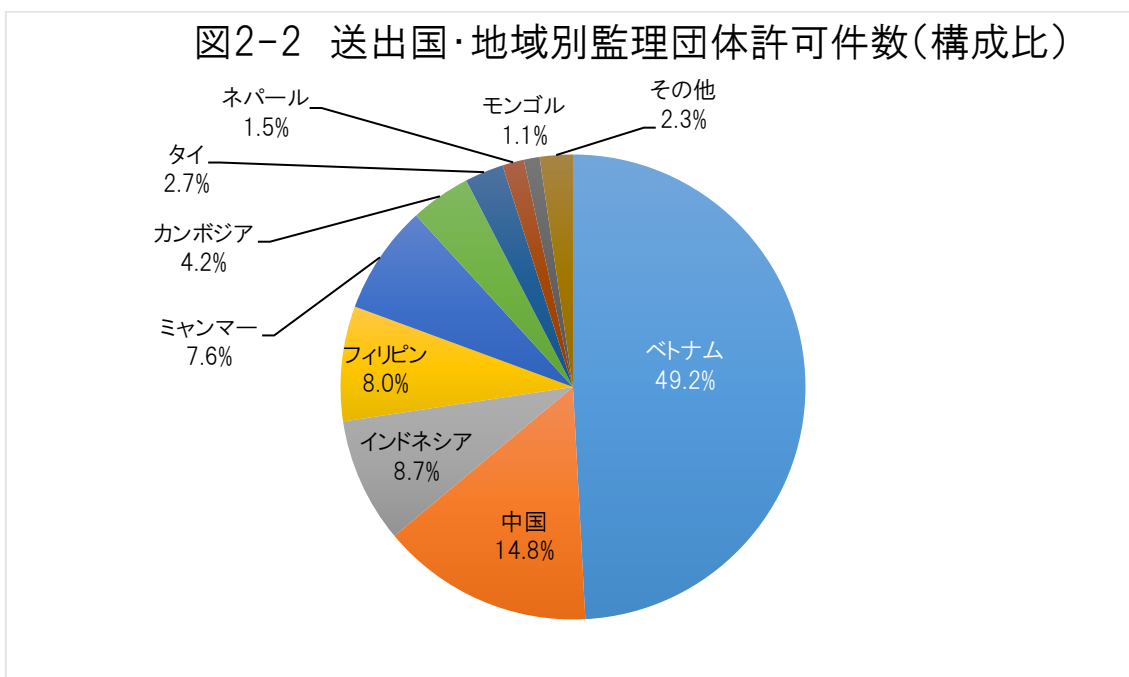
監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が582件（950件）で50.1%と最も多く、次いでその他が250件（378件）で21.5%、機械・金属関係が112件（271件）で9.6%となっている。

図2-1 職種別監理団体許可件数(構成比)



### 3 送出国・地域別監理団体許可件数（2-5）【図 2-2】

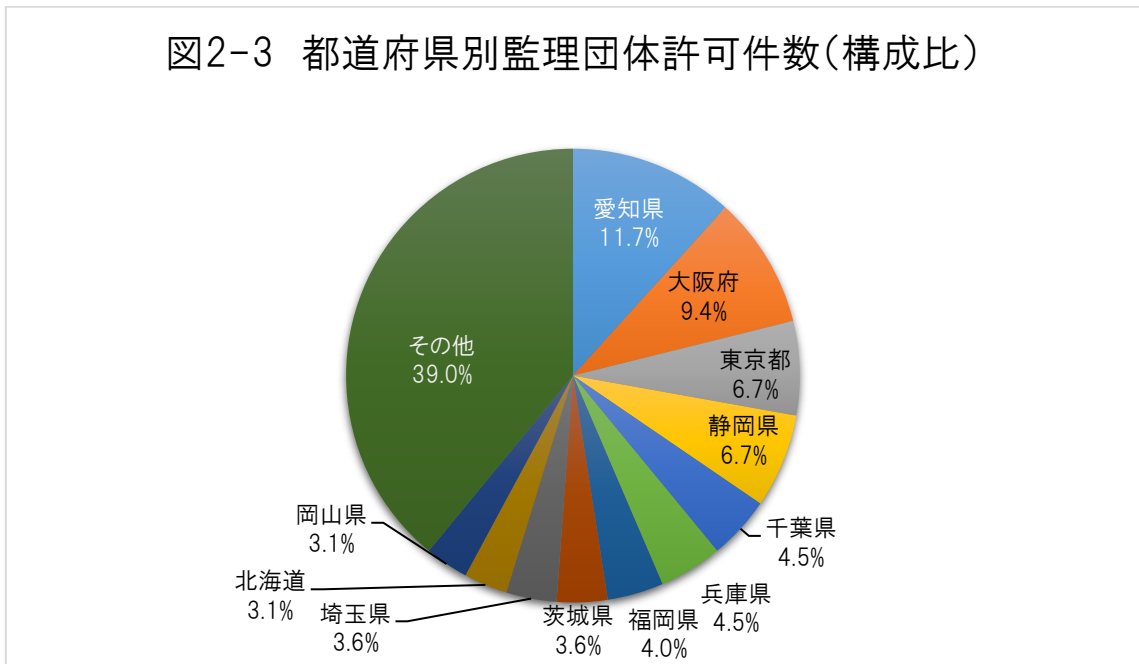
監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出国・地域別にみると、ベトナムの130件（180件）が49.2%と最も多く、次いで中国が39件（54件）で14.8%、インドネシアが23件（26件）で8.7%となっている。



4 都道府県別監理団体許可件数 (2-6) 【図 2-3】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、愛知県が 26 件 (38 件) で 11.7%と最も多く、次いで大阪府が 21 件 (27 件) で 9.4%、東京都が 15 件 (20 件)、静岡県が 15 件 (12 件) でそれぞれ 6.7%となっている。

図2-3 都道府県別監理団体許可件数(構成比)

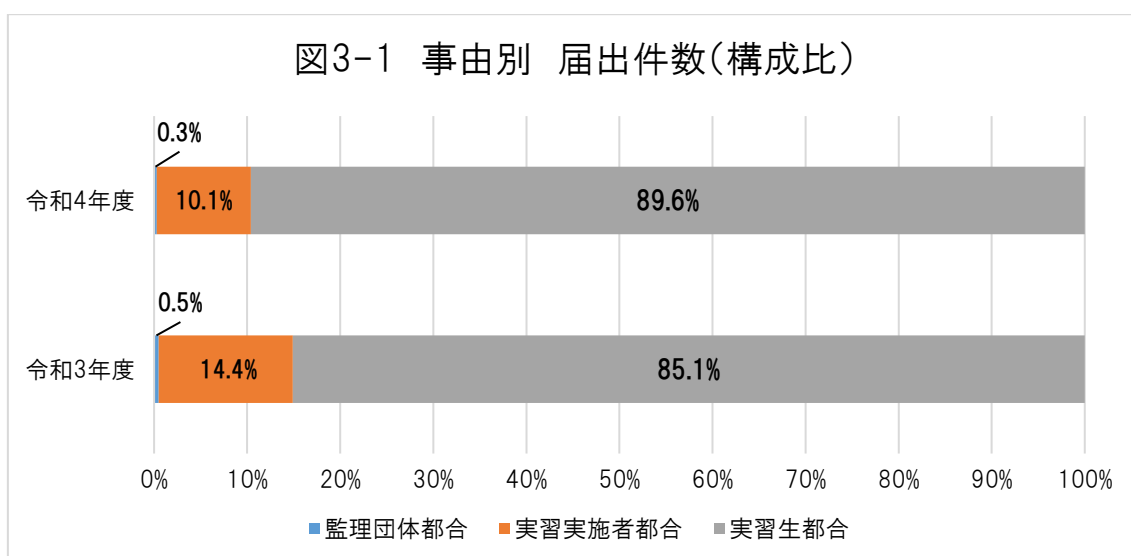


### 第3 技能実習実施困難時届出

#### 1 受入形態別、事由別技能実習実施困難時届出件数（3-1）【図 3-1】

令和4年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは44,657件（38,447件）である。

届出の事由別にみると、実習生都合 89.6%（85.1%）、実習実施者都合 10.1%（14.4%）、監理団体都合 0.3%（0.5%）となっている。



#### 【参考】

新型コロナウイルス感染症の影響により技能実習を継続できなくなったとして、令和元年度から令和4年度末までの間に、12,563人分の技能実習実施困難時届出（事業主都合による中止（解雇））があったが、このうち4,649人は未入国であり、本邦に在留していた7,914人の大半は再就職済みとなっている。

#### 第4 相談・援助

##### 1 言語別、相談内容別母国語相談件数（4-1）及び言語別申告件数（4-2）【図 4-1】～【図 4-3】

令和4年度に母国語相談（技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの）に寄せられた相談の件数は17,332件（23,701件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く9,505件（14,460件）で54.8%（61.0%）、次いで中国語の3,941件（5,793件）で22.7%（24.4%）となっている。

内容は、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が3,049件（3,877件）、「管理に関すること」が2,873件（3,967件）となっている。

また、令和4年度に申告（実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令等の規定に違反する事実がある場合において、技能実習生が、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することをいう。）がなされた件数は125件（104件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く67件（58件）で53.6%（55.8%）、次いでインドネシア語が29件（9件）で23.2%（8.7%）、中国語が9件（24件、23.1%）、フィリピン語が9件（4件、3.8%）でそれぞれ7.2%となっている。

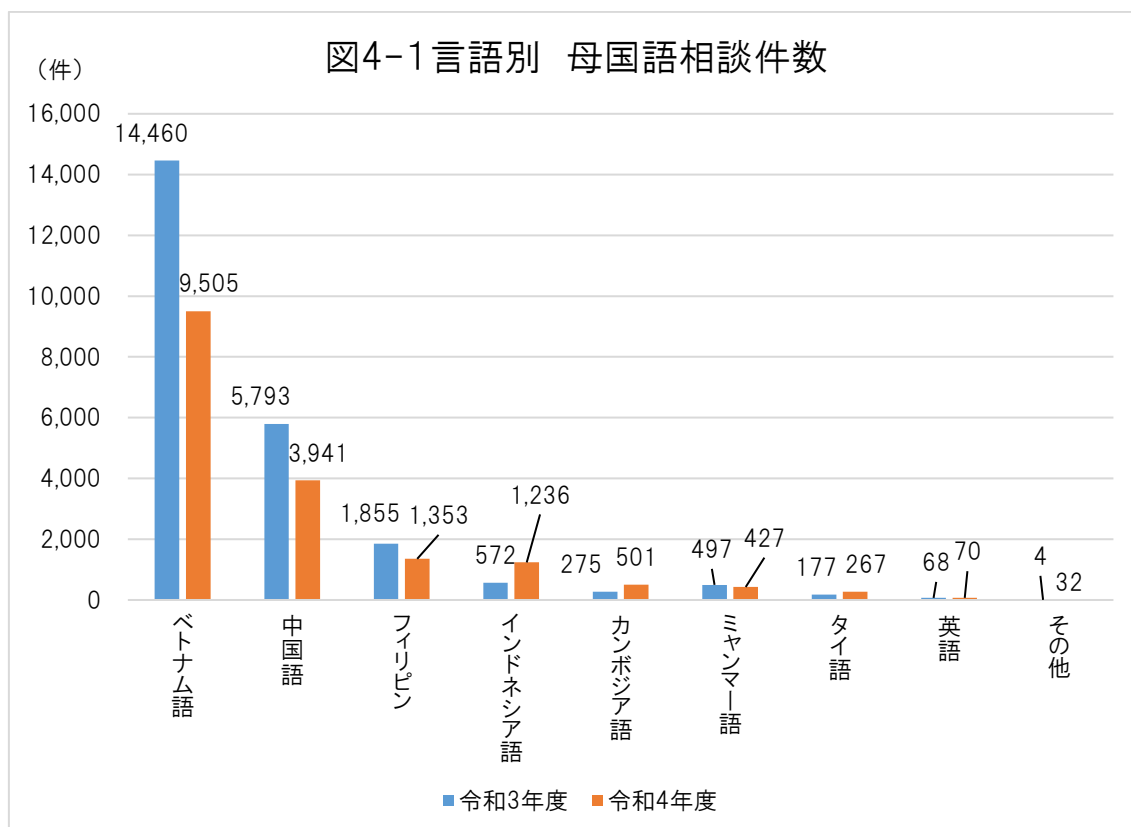




図4-2 言語別 母国語相談件数(構成比)

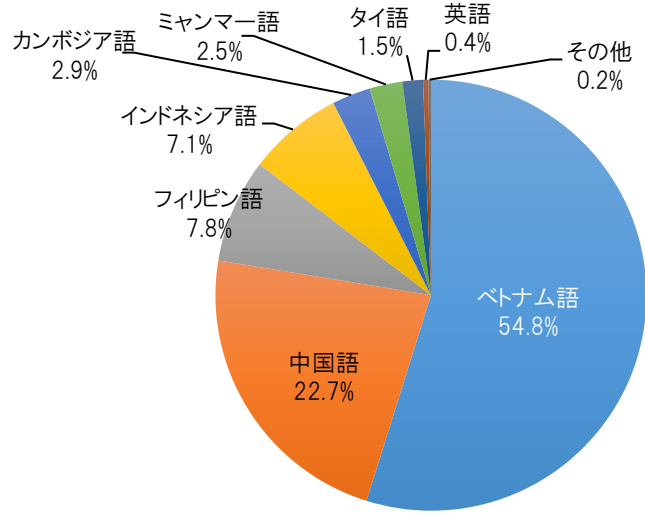
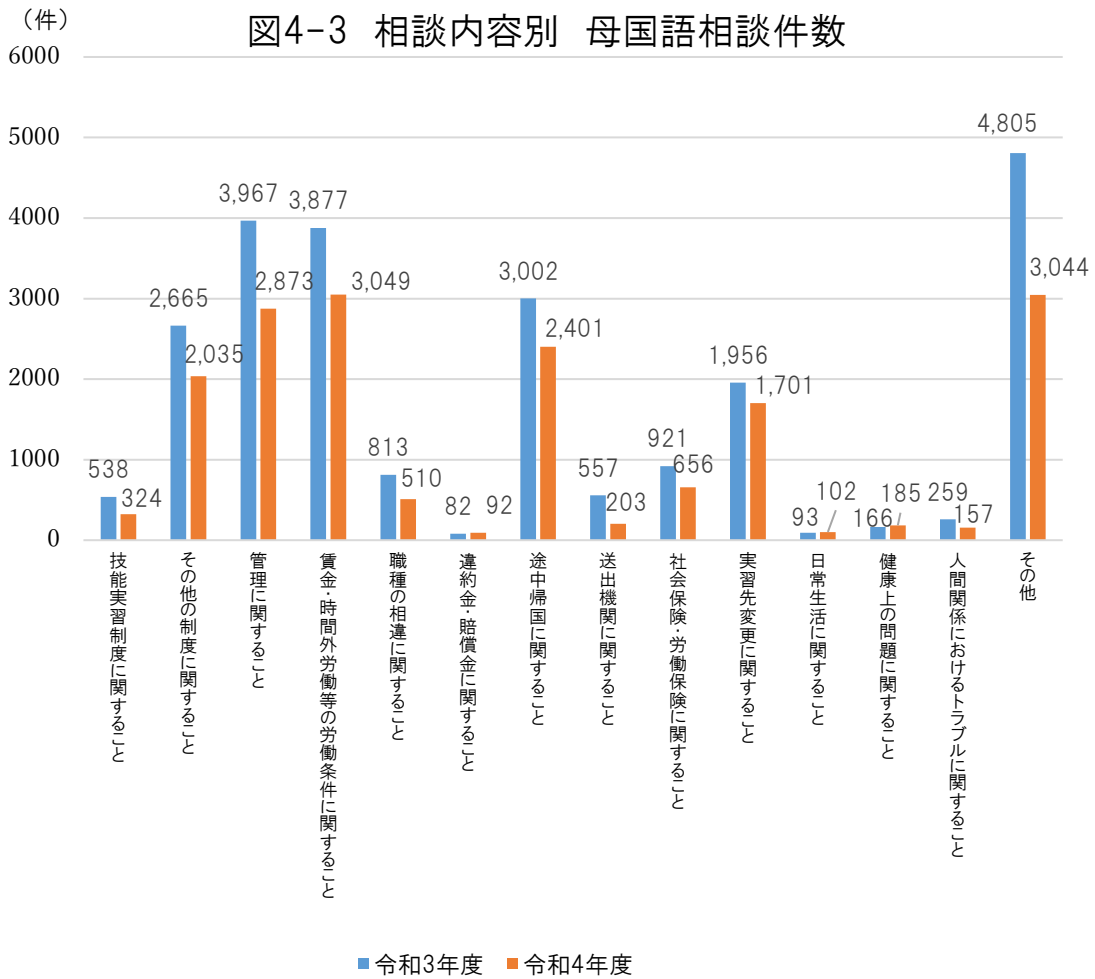


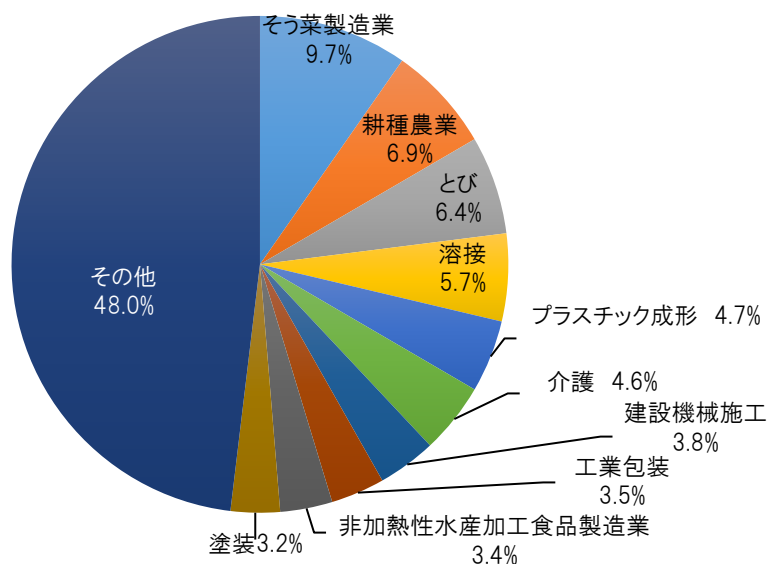
図4-3 相談内容別 母国語相談件数



## 2 職種別、等級区分別受検手続支援件数（延べ人数）（4-4）【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援（実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの）について、令和4年度に支援を行った件数は265,436件（191,558件）となっており、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く9.7%（9.5%）、次いで耕種農業が6.9%（7.4%）、とびが6.4%（6.7%）、溶接が5.7%（6.7%）となっている。

図4-4 職種別試験実施機関取次件数(構成比)

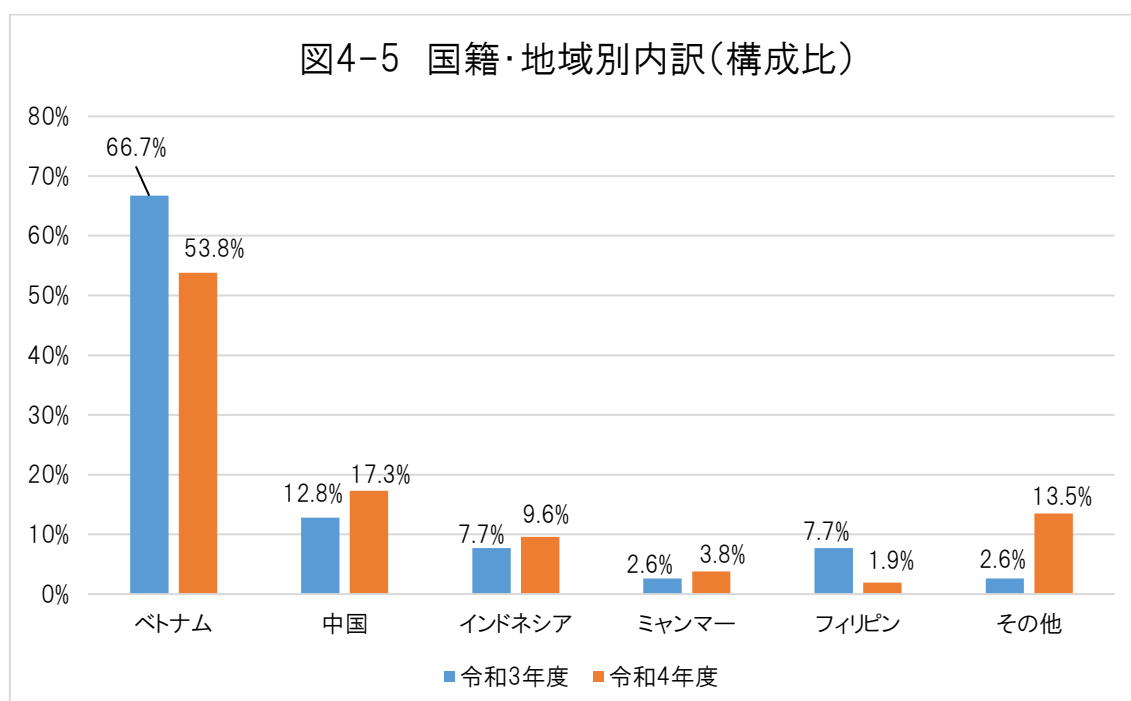


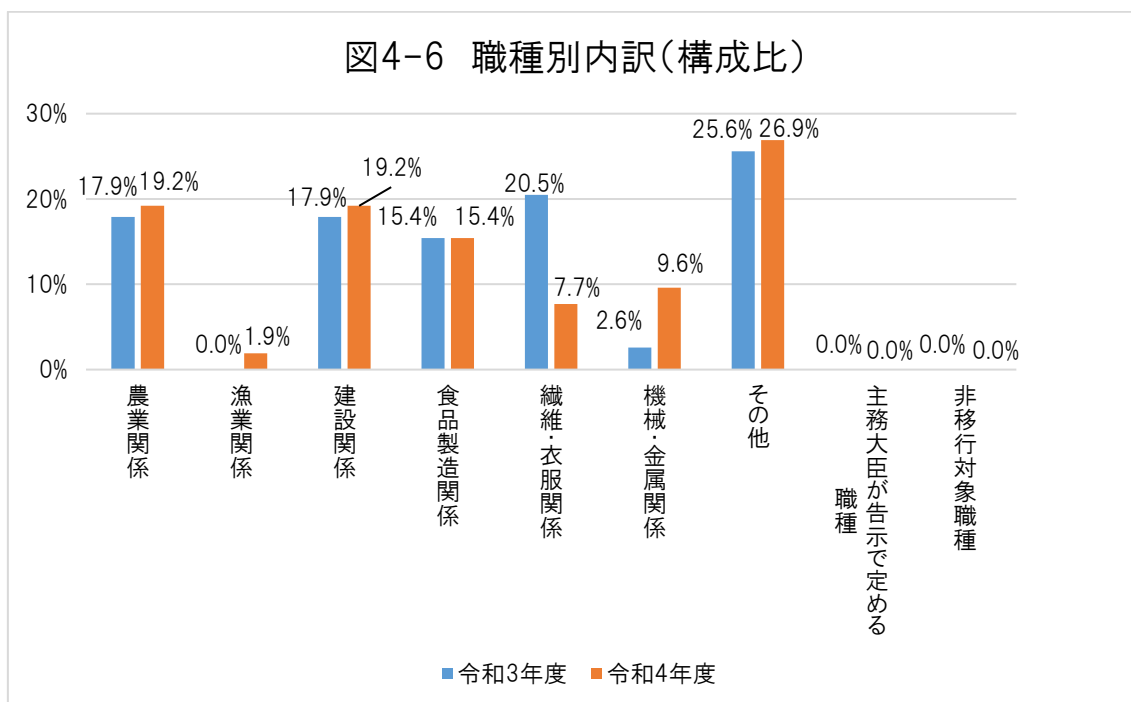
### 3 実習先変更個別支援受理件数（国籍・地域別内訳、職種別内訳）（4-6）【図 4-5】【図 4-6】

令和4年度の実習先変更個別支援受理件数は52件（39件）である。

国籍・地域別にみると、ベトナムが最も多く28件（26件）で53.8%（66.7%）、次いで中国の9件（5件）で17.3%（12.8%）、インドネシアの5件（3件）で9.6%（7.7%）となっている。

また、職種別にみると、農業関係が10件（7件、17.9%）、建設関係が10件（7件、17.9%）でそれぞれ19.2%、食品製造関係が8件（6件）で15.4%（15.4%）、その他が14件（10件）で26.9%（25.6%）となっている。





## 第5 国際関係 (5-1)

### 1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがなされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決めのある締結国は令和5年3月末時点で14か国（14か国）となっている。また、送出機関数については同時点で1,784機関（1,731機関）となっている。

## 第6 実地検査 (6-1) (6-2) (6-3) 【図6-1】～【図6-4】

外国人技能実習機構が、令和4年4月から令和5年3月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は26,659（28,267）である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は11,471（10,339）（違反割合43.0%（36.6%））であり、違反件数は19,760件（17,234件）である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「実習内容等が計画と相違」（3,943件（3,968件））、「届出・報告等が不適切」（3,404件（2,614件））
- ・ 監理団体については、「実習実施者の監理・指導が不適切」（1,970件（1,566件））、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」（1,019件（805件））である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等（実習実施者については改善命令や認定計画取消し、監理団体については改善命令や許可取消し等）の対象となる。

外国人技能実習機構が実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	22,025 (24,105)
監理団体	4,634 (4,162)
計	26,659 (28,267)

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	8,845 (8,283)	(違反割合 40.2% (34.4%) )
監理団体	2,626 (2,056)	(違反割合 56.7% (49.4%) )
計	11,471 (10,339)	(違反割合 43.0% (36.6%) )

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数（違反条文数）

実習実施者	14,997 (13,577)
監理団体	4,763 (3,657)
計	19,760 (17,234)

(注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考：令和4年度に実施した行政処分等の状況】

- ◎実習実施者：認定計画取消し 114 者 1,723 件、改善命令 0 者
- ◎監理団体：許可取消し 12 団体、改善命令 15 団体

図6-1 実地検査を実施した実習実施者数及び違反率

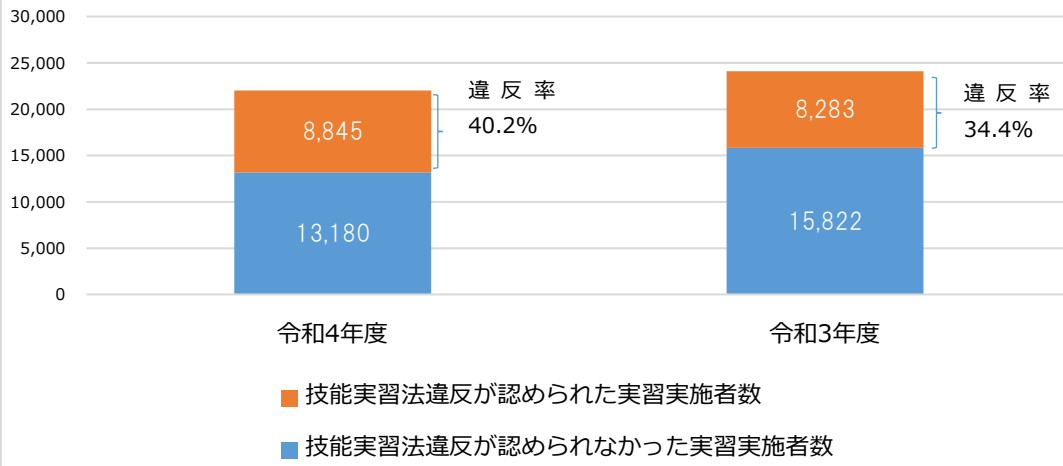


図6-2 実地検査を実施した監理団体数及び違反率

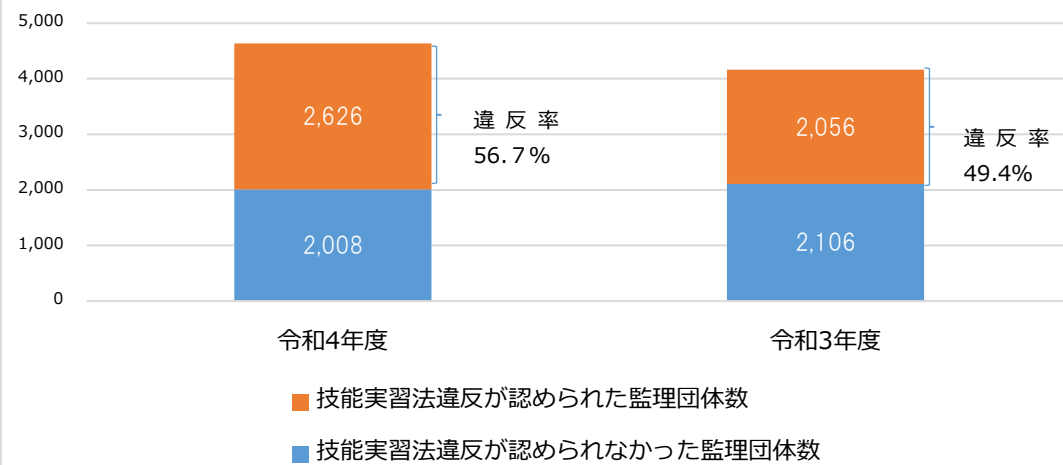


図6-3 違反状況(実習実施者)

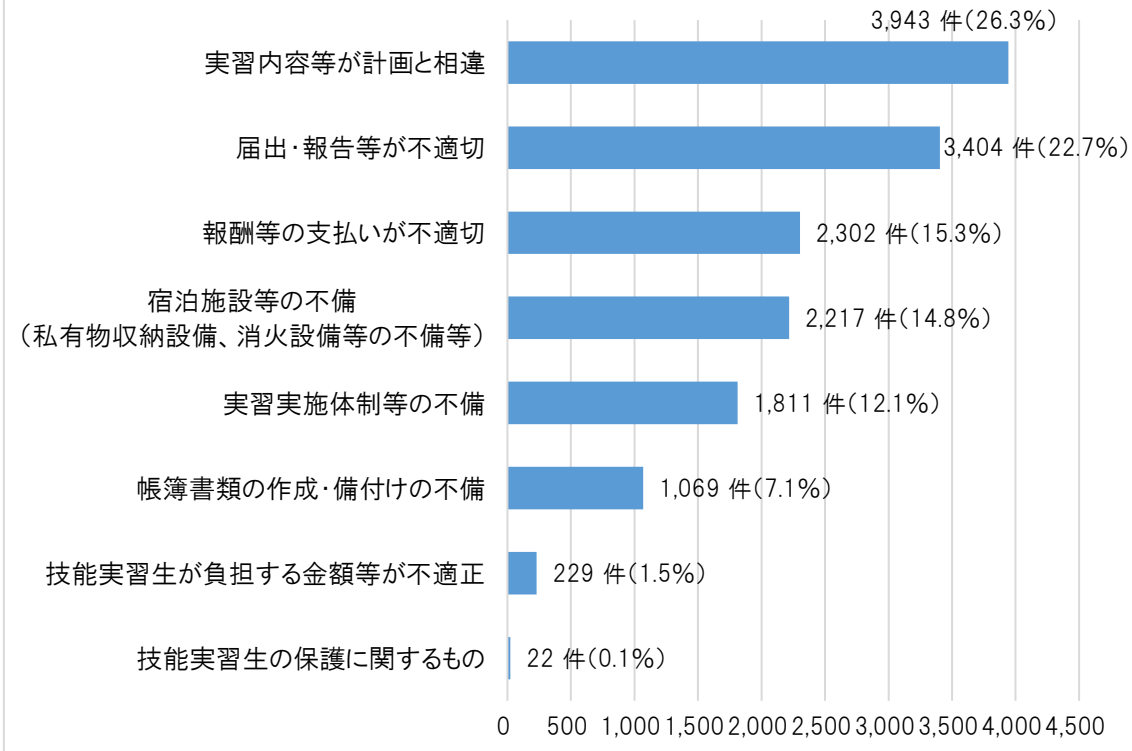
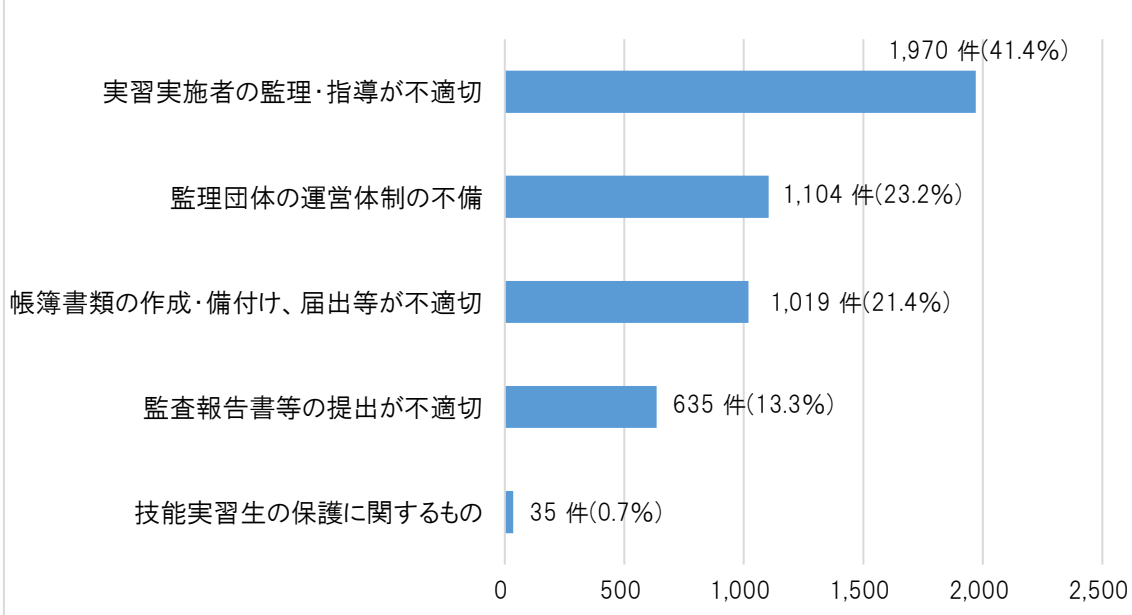


図6-4 違反状況(監理団体)



※ 図6-3、図6-4の( )内は、違反件数全体に占める割合である。

## 1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技能・技術・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

## 2. 調査対象

技能実習を修了した技能実習生のうち、令和4年9月1日から令和4年12月31日までの間に帰国(予定を含む※)した、国籍がベトナム、中国、インドネシア、フィリピン及びタイの者。

※帰国予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響で本国に帰国しておらず、日本で在留資格「特定活動」により在留中の元技能実習生を含む。

## 3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後又は実習修了後に調査票に回答し、外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、又はオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

## 4. 有効回答数・回収率

令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間に返送された回答を集計。

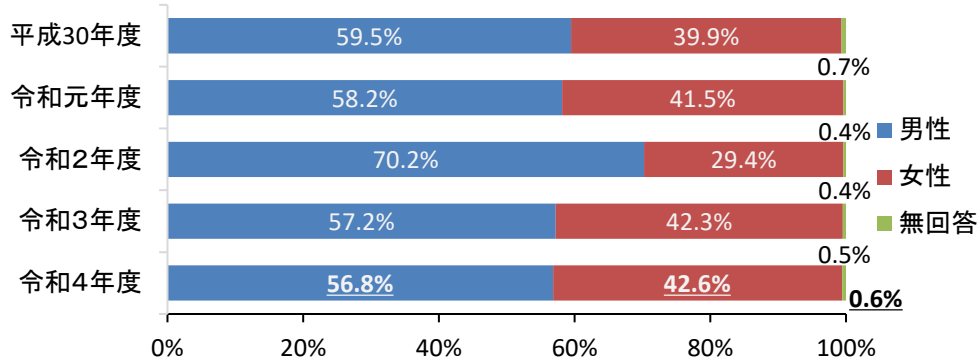
調査対象数	有効回答数	回収率
31,271	7,648 (うち「帰国していない」と回答した者は4,495)	24.5% (うち「帰国していない」と回答した者の割合は14.4%)



# 有効回答者の内訳

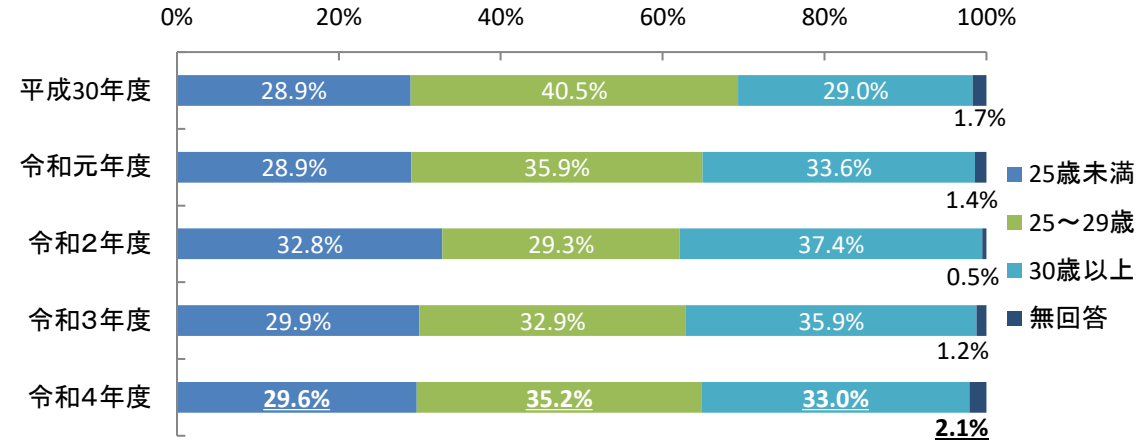
## 回答者の性別

「男性」が56.8%、「女性」が42.6%を占めている。  
(N=7,648；令和4年度)



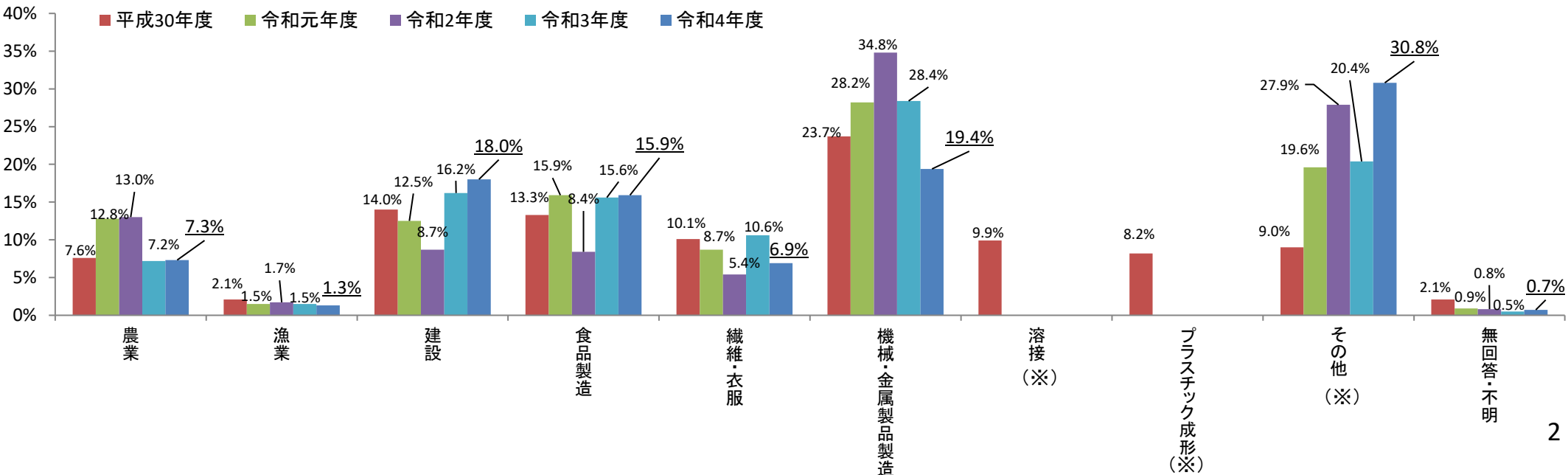
## 回答者の年齢

30歳未満が64.8%を占めている。(N=7,648；令和4年度)



## 技能実習の職種

「機械・金属(19.4%)」、「建設(18.0%)」の順で多くなっている。  
(N=7,648；令和4年度)

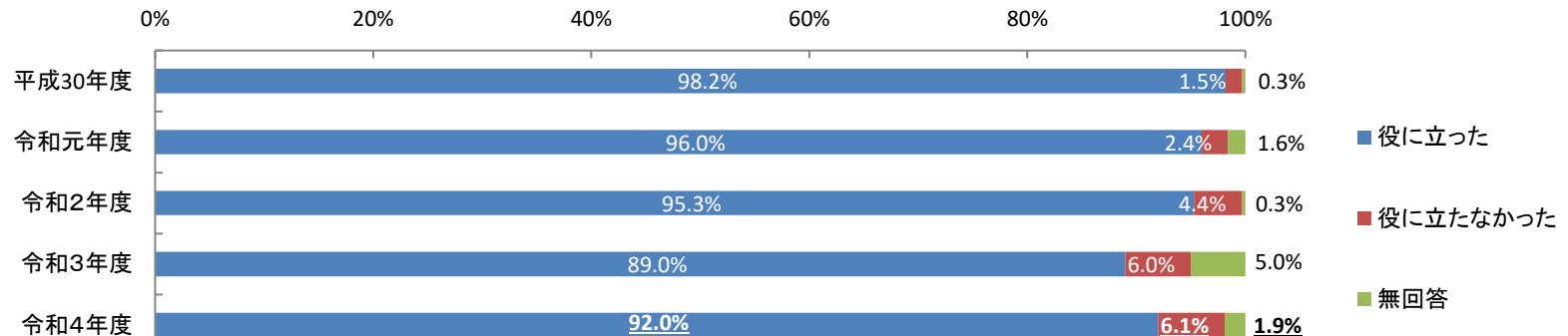


※「その他」には、プラスチック成形、介護、溶接、自動車整備、工業包装、ビルクリーニング等が含まれる。(「溶接」及び「プラスチック成形」については、令和元年度以降、「その他」に加えられた。)

# 技能実習の効果

## 技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「帰国後、役に立った」と回答した人は92.0%となっている。(N=3,153; 令和4年度)

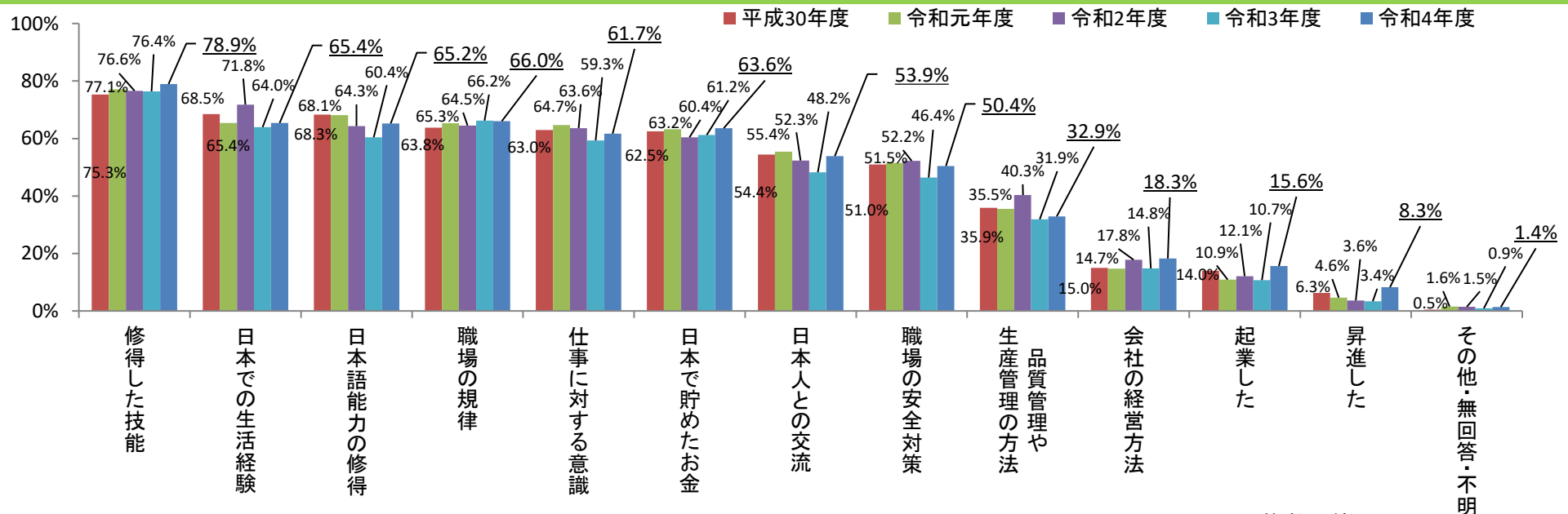


※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を母数から除いている。

## 役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が78.9%と最も多く、「職場の規律」が66.0%「日本での生活経験」が65.4%と続く。

(N=2,902; 令和4年度)



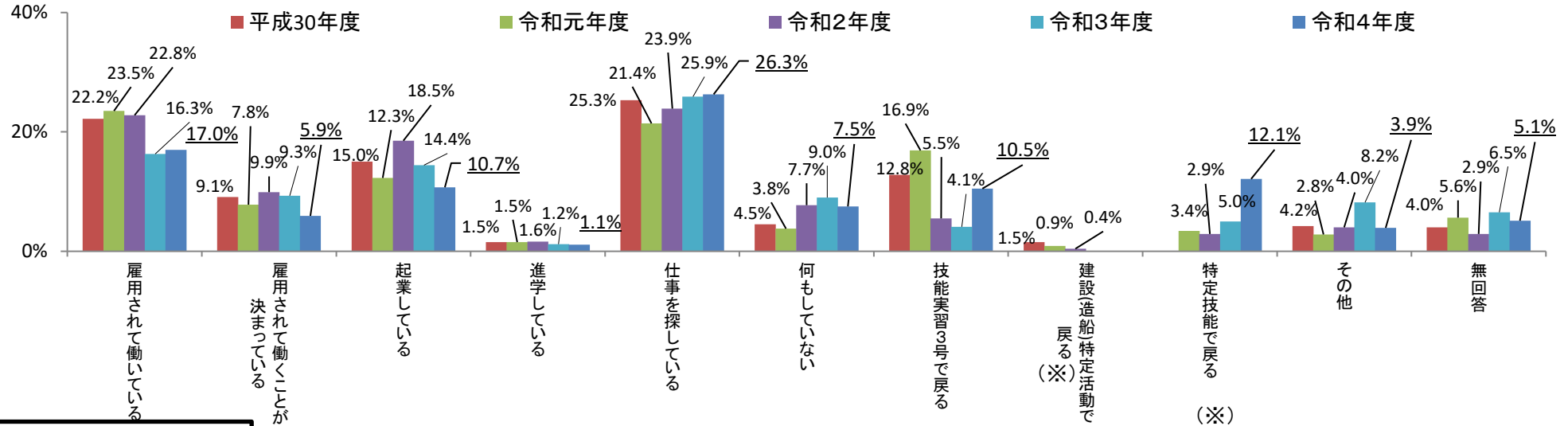
※ 複数回答可

# 帰国後の就職状況

## 帰国後の就職状況

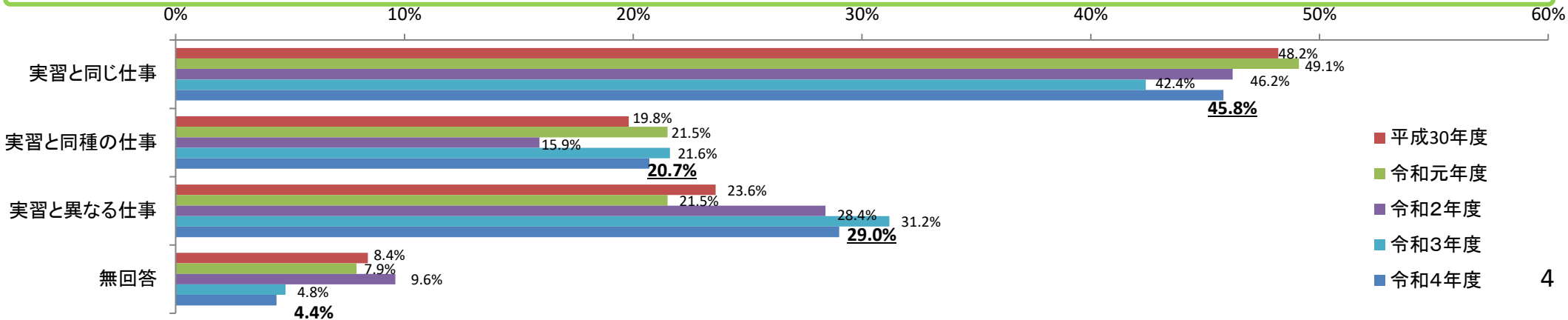
※「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から令和2年度まで選択肢に追加。  
 ※「特定技能で戻る」は令和元年度から選択肢に追加。  
 ※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含まない。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(17.0%)」、「雇用されて働くことが決まっている(5.9%)」又は「起業している(10.7%)」と回答した合計が33.6%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は26.3%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区分別の状況はP11のとおりである。(N=3,095；令和4年度)



## 従事する仕事の内容

「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」又は「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(45.8%)」又は「実習と同種の仕事(20.7%)」と回答した合計が66.5%となっている。(N=1,037；令和4年度)

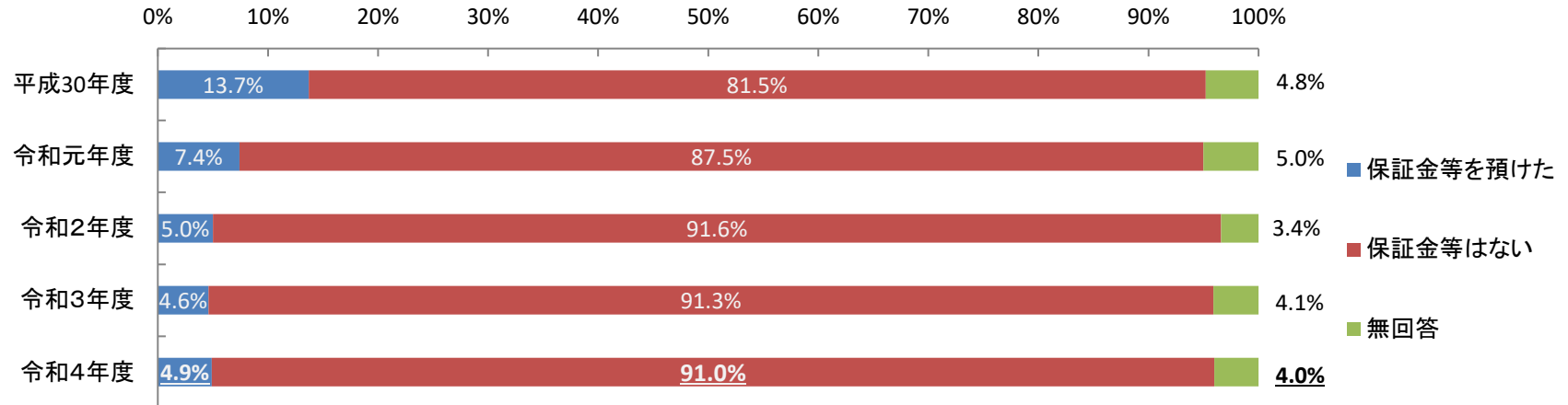


# 保証金の有無等

## 保証金等の提供の有無

※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。

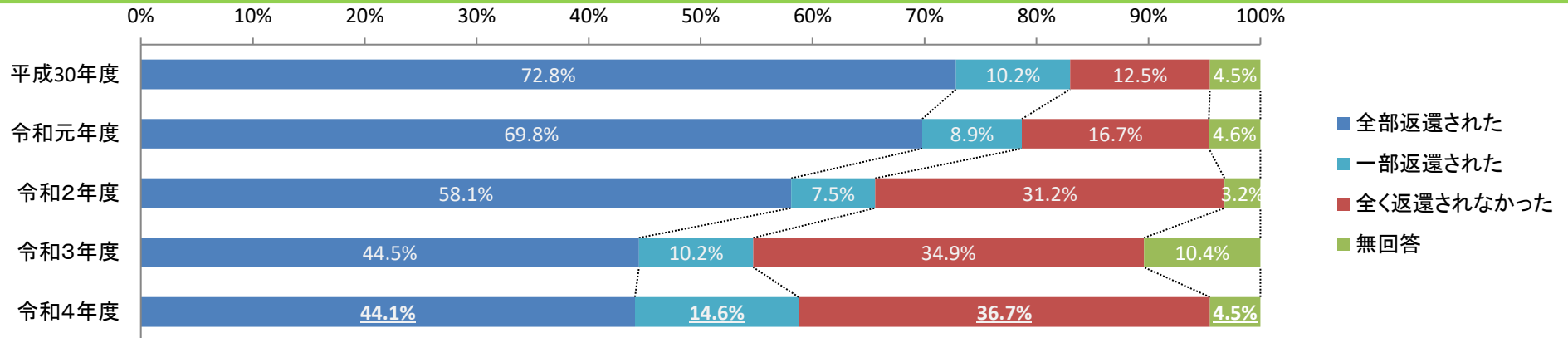
送出機関や監理団体に保証金等を預けたか尋ねたところ、「保証金等はない」と回答した人は91.0%となっている。(N=7,648；令和4年度)



## 保証金等の返還の有無

※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は44.1%となっている。(N=376；令和4年度)



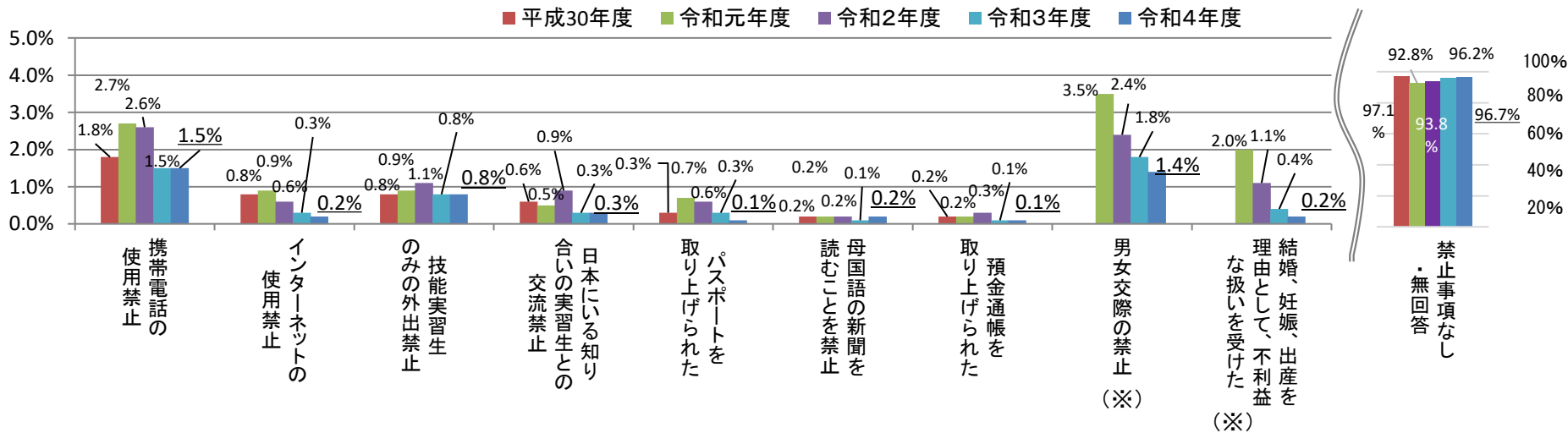
※保証金等とは、技能実習生本人又は親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する補償に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

# 実習期間(在留)中の問題の有無

## 実習期間(在留)中の禁止事項

※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として不利益な扱いを受けた」は令和元年度から選択肢に追加。  
 ※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。 ※ 複数回答可

「禁止事項がなかった」との回答(無回答を含む)は96.7%となっている。禁止事項の内容は、「携帯電話の使用禁止」が1.5%で最も多く、「男女交際の禁止」が1.4%と続く。(N=7,648; 令和4年度)

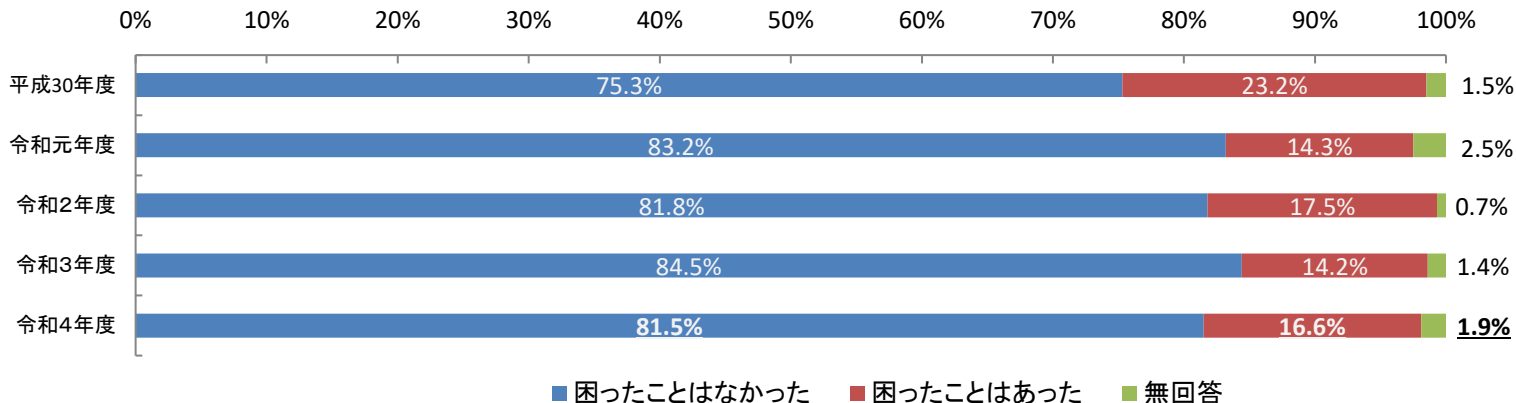


## 実習期間(在留)中の困ったこと

※令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。

在留中にコミュニケーションの問題以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は81.5%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が60.4%で最も多い。

(N=7,648; 令和4年度)



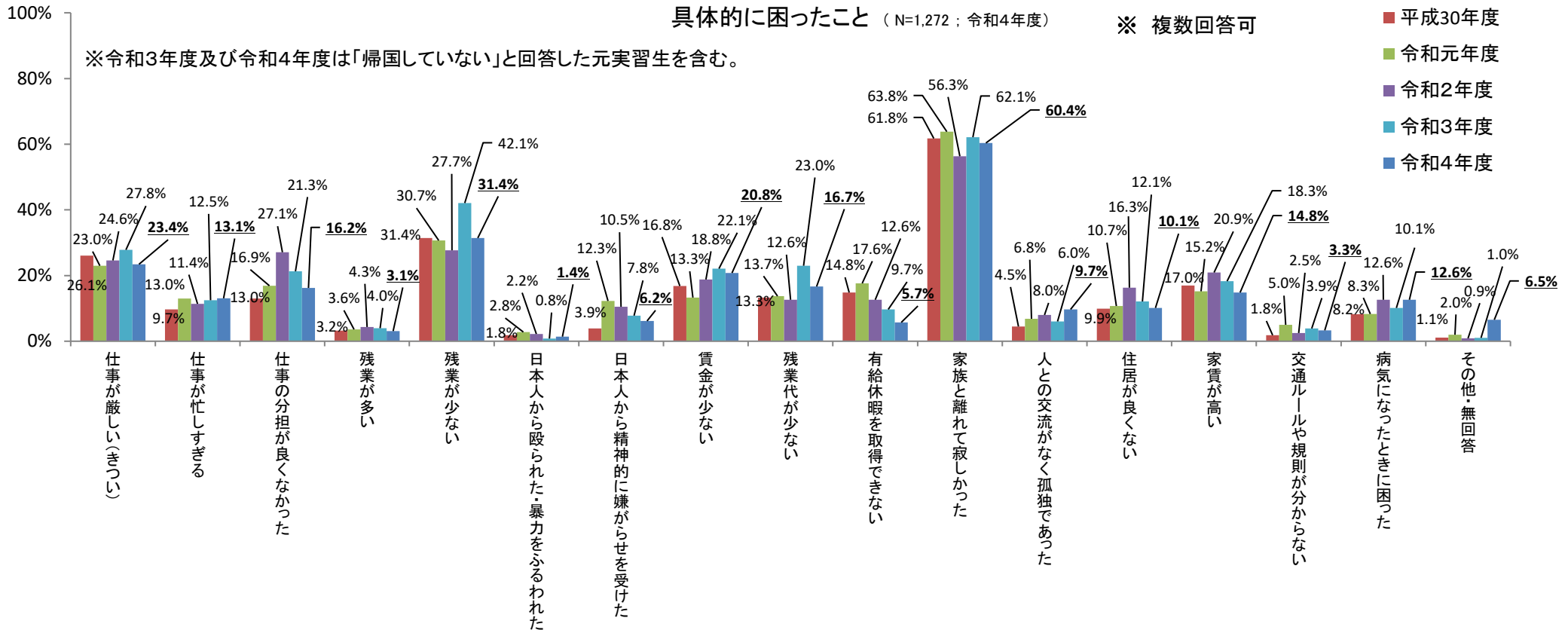
# 実習期間(在留)中の問題

具体的に困ったこと (N=1,272; 令和4年度)

※ 複数回答可

■ 平成30年度  
■ 令和元年度  
■ 令和2年度  
■ 令和3年度  
■ 令和4年度

※ 令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含む。



## 自由記述欄 (その他の意見)

有効回答をした7,648人のうち、859人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

- ・賃金が円安により目減りした。
- ・日本人や他国の実習生との賃金格差があった。
- ・出身の異なる実習生同士は無関心であり、言語の違いによる問題が起こることもあった。
- ・礼拝ができる場所がなかったり、着衣の使用を認められなかった等、宗教・風習が尊重されなかった。
- ・実技試験の練習をさせてもらえず不合格となった。
- ・帰国後、現地の会社に勤務しないと罰金と言われた。
- ・監理団体はもっと実習生のもとを訪れてほしい。
- ・日本に出国するための仲介手数料が高かった。

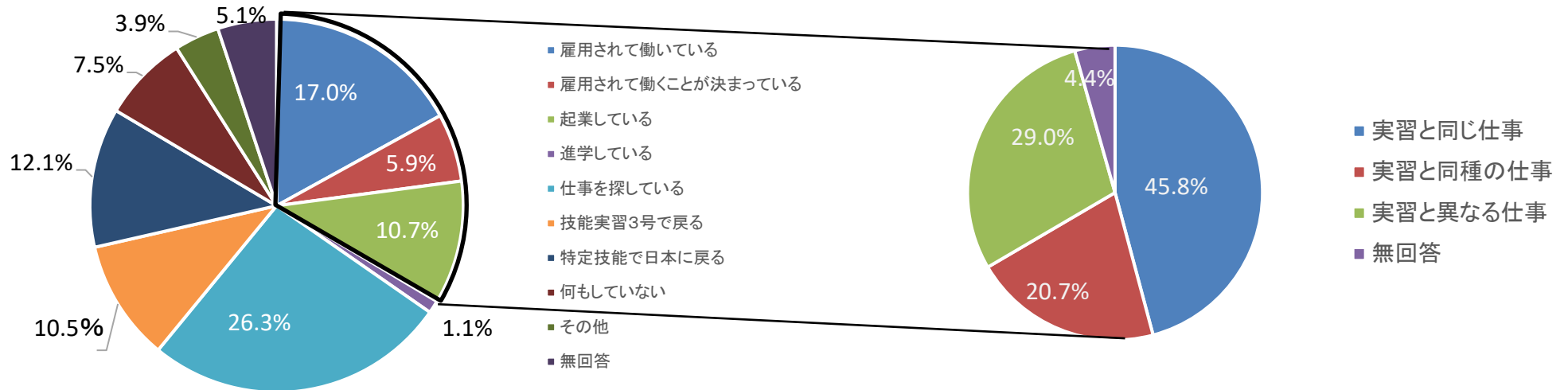
# 帰国後の就職状況(全体)

## 帰国後の就職状況

令和3年度及び令和4年度は「帰国していない」と回答した元実習生を含まない。

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(17.0%)」、「雇用されて働くことが決まっている(5.9%)」又は「起業している(10.7%)」と回答した人は合計で33.6%となっている。(N=3,095; 令和4年度)

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」又は「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(45.8%)」又は「実習と同種の仕事(20.7%)」と回答した人は合計で66.5%となっている。(N=1,037; 令和4年度)



	令和4年度	令和3年度	令和2年度
雇用されて働いている	17.0%	16.3%	22.8%
雇用されて働くことが決まっている	5.9%	9.3%	9.9%
起業している	10.7%	14.4%	18.5%
<b>上記3つの合計</b>	<b>33.6%</b>	<b>40.0%</b>	<b>51.2%</b>
進学している	1.1%	1.2%	1.6%
仕事を探している	26.3%	25.9%	23.9%
技能実習3号で戻る	10.5%	4.1%	5.5%
建設(造船)特定活動で戻る(※)	—	—	0.4%
特定技能で日本に戻る	12.1%	5.0%	2.9%
何もしていない	7.5%	9.0%	7.7%
その他	3.9%	8.2%	4.0%
無回答	5.1%	6.5%	2.9%

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実習と同じ仕事	45.8%	42.4%	46.2%
実習と同種の仕事	20.7%	21.6%	15.9%
<b>上記2つの合計</b>	<b>66.5%</b>	<b>64.0%</b>	<b>62.1%</b>
実習と異なる仕事	29.0%	31.2%	28.4%
無回答	4.4%	4.8%	9.6%

※「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から令和2年度まで選択肢に追加。

# 帰国後の就職状況(職種別)

		農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	22.4%	15.8%	11.0%	19.1%	19.8%	20.1%	15.6%
	雇用されて働くことが決まっている	5.2%	5.3%	6.7%	2.3%	5.5%	8.7%	5.1%
	起業している	16.4%	18.4%	15.6%	10.1%	3.8%	9.0%	9.1%
	<b>上記3つの合計(※)</b>	<b>44.0%</b>	<b>39.5%</b>	<b>33.3%</b>	<b>31.5%</b>	<b>29.1%</b>	<b>37.8%</b>	<b>29.8%</b>
	進学している	0.8%	5.3%	1.6%	1.2%	0.8%	0.9%	1.0%
	仕事を探している	19.6%	7.9%	20.5%	26.4%	30.4%	28.5%	30.0%
	技能実習3号で戻る	1.2%	13.2%	13.8%	11.9%	8.9%	8.6%	11.8%
	特定技能で日本に戻る	14.0%	26.3%	15.6%	14.8%	2.5%	7.8%	13.0%
	何もしていない	7.6%	2.6%	6.7%	7.5%	10.1%	8.1%	7.0%
	その他	9.6%	2.6%	4.6%	2.3%	3.0%	3.1%	3.5%
	無回答	3.2%	2.6%	3.9%	4.3%	15.2%	5.1%	4.0%
仕事の内容	実習と同じ仕事	54.5%	26.7%	36.7%	28.4%	76.8%	49.4%	45.7%
	実習と同種の仕事	28.2%	26.7%	19.7%	33.9%	14.5%	20.2%	15.5%
	<b>上記2つの合計(※)</b>	<b>82.7%</b>	<b>53.4%</b>	<b>56.4%</b>	<b>62.3%</b>	<b>91.3%</b>	<b>69.6%</b>	<b>61.2%</b>
	実習と異なる仕事	16.4%	46.7%	36.7%	36.7%	7.2%	25.1%	33.2%
	無回答	0.9%	0.0%	6.9%	0.9%	1.4%	5.3%	5.6%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。



# 帰国後の就職状況(国籍別)

		ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	18.2%	27.4%	5.0%	9.5%	13.2%
	雇用されて働くことが決まっている	5.0%	8.0%	5.9%	4.5%	5.5%
	起業している	11.0%	2.2%	21.9%	12.5%	4.9%
	<b>上記3つの合計(※)</b>	<b>34.2%</b>	<b>37.6%</b>	<b>32.8%</b>	<b>26.5%</b>	<b>23.6%</b>
	進学している	1.5%	0.3%	1.8%	0.4%	0.0%
	仕事を探している	28.3%	27.1%	26.6%	20.8%	15.4%
	技能実習3号で戻る	11.4%	2.7%	11.5%	16.3%	23.1%
	特定技能で日本に戻る	12.2%	4.8%	18.7%	17.8%	11.5%
	何もしていない	4.4%	16.2%	2.5%	7.6%	10.4%
	その他	3.2%	5.3%	3.6%	2.7%	6.6%
	無回答	4.8%	5.9%	2.3%	8.0%	9.3%
仕事の内容	実習と同じ仕事	41.3%	63.8%	29.0%	47.1%	48.8%
	実習と同種の仕事	24.7%	19.2%	13.7%	15.7%	25.6%
	<b>上記2つの合計(※)</b>	<b>66.0%</b>	<b>83.0%</b>	<b>42.7%</b>	<b>62.8%</b>	<b>74.4%</b>
	実習と異なる仕事	30.5%	14.9%	48.6%	31.4%	16.3%
	無回答	3.4%	2.2%	8.7%	5.7%	9.3%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

# 帰国後の就職状況(実習区分別)

		1号	2号	3号
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	8.7%	18.6%	15.2%
	雇用されて働くことが決まっている	9.5%	5.2%	6.6%
	起業している	18.2%	9.8%	10.0%
	上記3つの合計(※)	<b>36.4%</b>	<b>33.6%</b>	<b>31.8%</b>
	進学している	1.2%	1.2%	1.0%
	仕事を探している	18.2%	28.1%	25.2%
	技能実習3号で戻る	10.3%	11.2%	8.2%
	特定技能で日本に戻る	18.6%	9.0%	18.7%
	何もしていない	6.7%	8.4%	5.6%
	その他	4.3%	4.1%	3.4%
	無回答	4.3%	4.5%	6.1%
仕事の内容	実習と同じ仕事	44.6%	46.7%	42.9%
	実習と同種の仕事	22.8%	19.6%	23.0%
	上記2つの合計(※)	<b>67.4%</b>	<b>66.3%</b>	<b>65.9%</b>
	実習と異なる仕事	30.4%	29.0%	29.6%
	無回答	2.2%	4.6%	4.4%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

## 1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)を通じて、令和3年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)の帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2. 調査対象

監理団体等

## 3. 調査方法

- (1)調査対象者に対し、調査票とオンラインによる回答説明書を送付
- (2)調査対象者は外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、又はオンラインにより回答
- (3)多肢選択方式及び自由記載

## 4. 有効回答数・回収率

令和4年9月1日から11月30日までの間に返送のあった回答を集計。

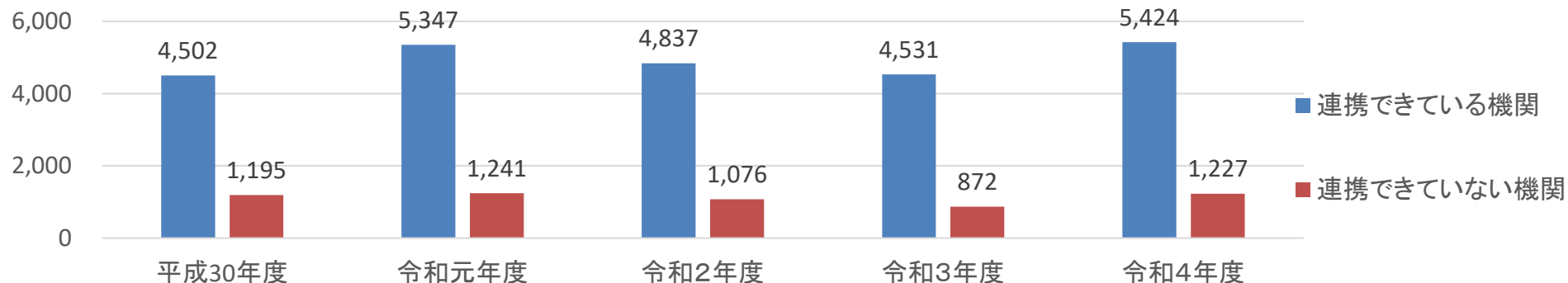
調査対象数	有効回答数	回収率
3,116	2,810	90.2%

# 元実習生の帰国後の送出国との連携状況

## 送出国との連携状況

送出国のうち、元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が「連携できている機関数」は5,424機関となっている。

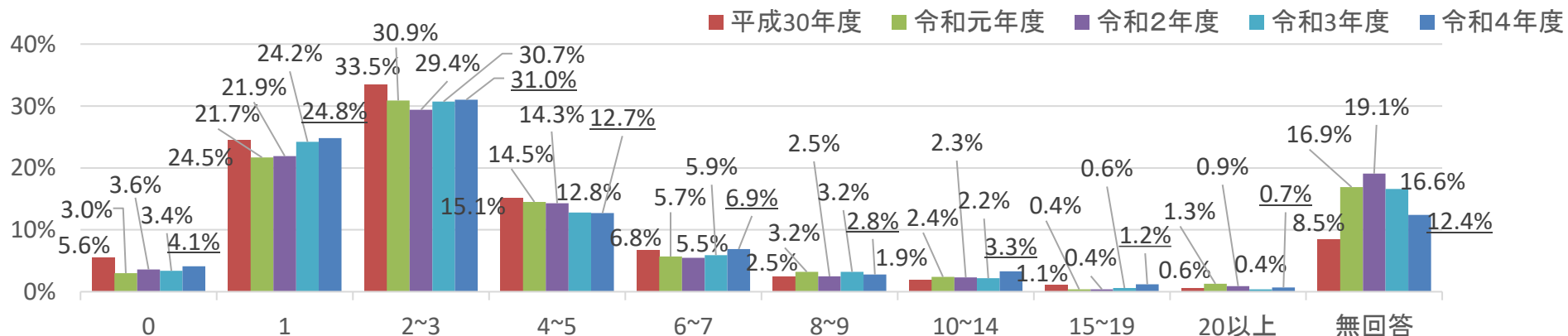
(N=1,553 (元実習生がいると回答した1,773団体から無回答(220団体)を除いた数)；令和4年度)



## 連携できている送出国の状況

監理団体が連携できている送出国の数については、2~3の機関と回答した監理団体が最も多く、31.0%となっている。

(N=1,773 (元実習生がいると回答した団体数)；令和4年度)

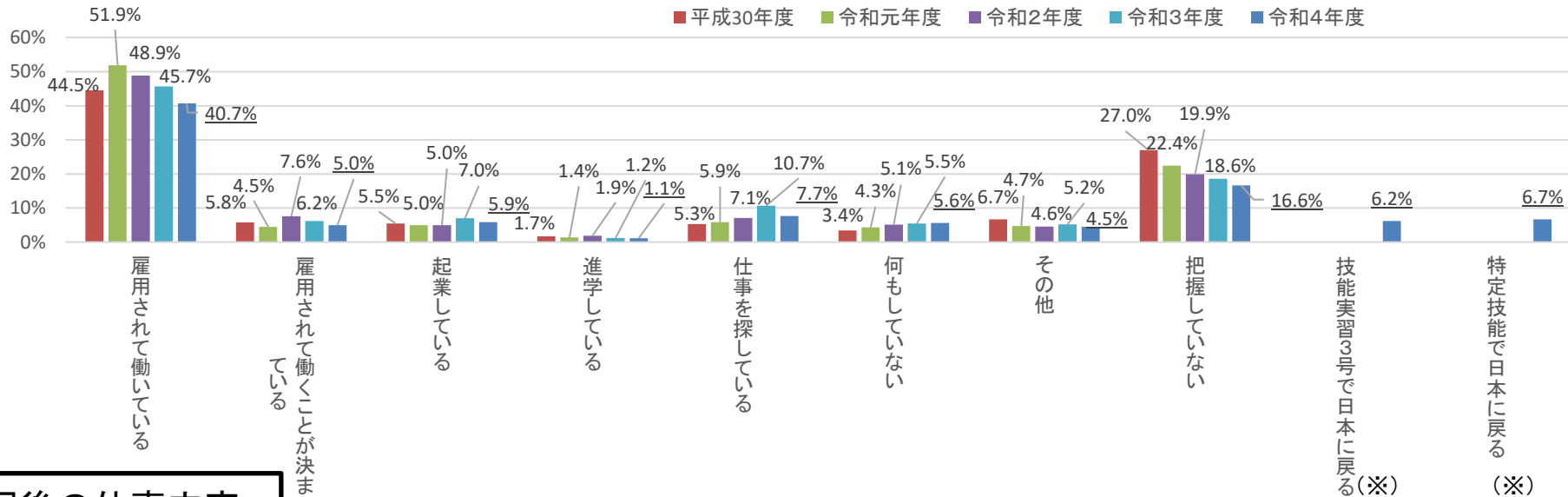


# 元実習生の帰国後の就職状況

## 元実習生の帰国後の就職状況

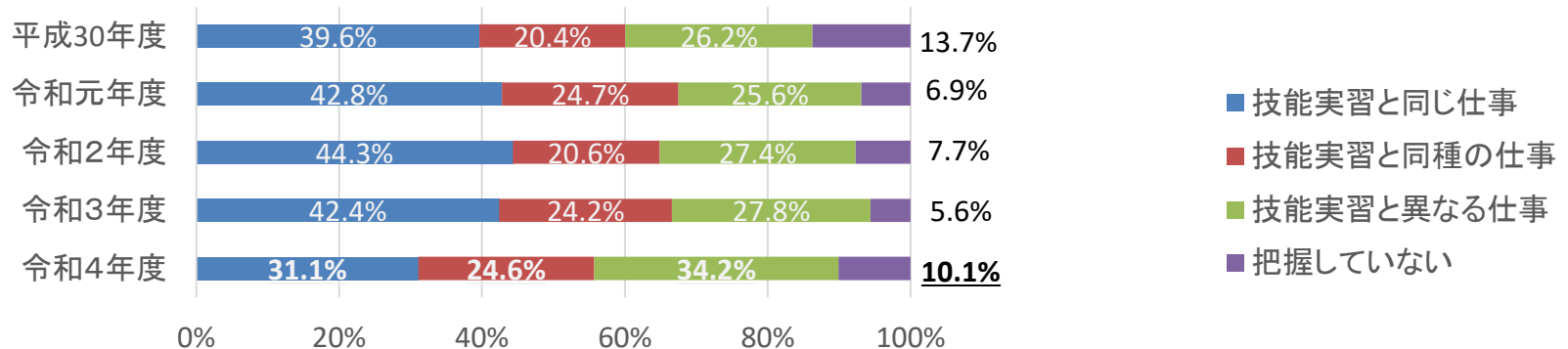
※「技能実習3号で日本に戻る」及び「特定技能で日本に戻る」は令和4年度から選択肢に追加。

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(40.7%)」、「起業している(5.9%)」又は「雇用されて働くことが決まっている(5.0%)」と回答した合計が51.6%となっている。(N=52,164；令和4年度)



## 帰国後の仕事内容

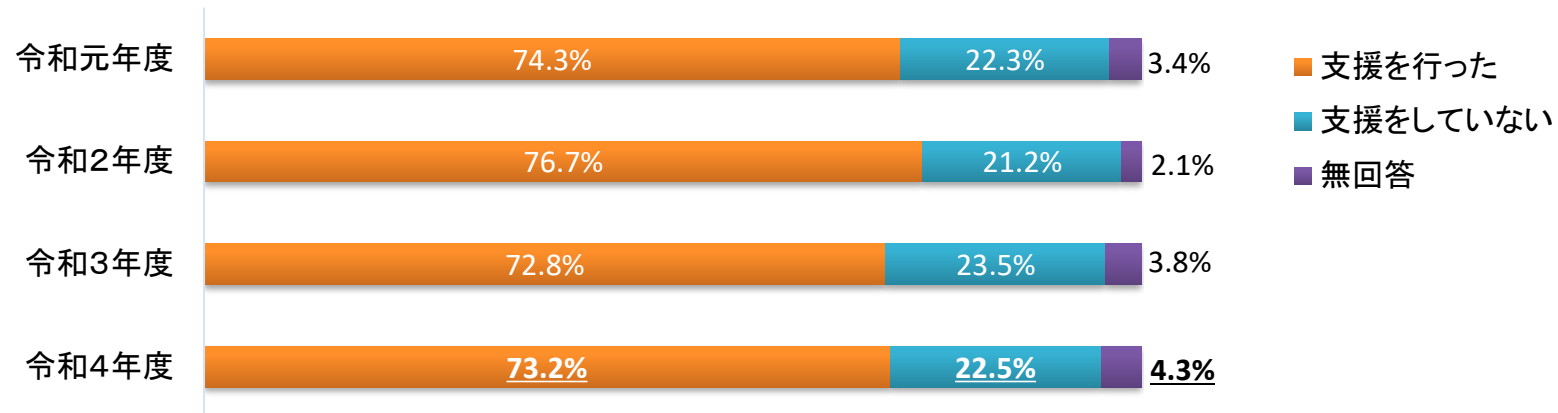
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(31.1%)」又は「技能実習と同種の仕事(24.6%)」と回答した合計が55.7%となっている。(N=26,596；令和4年度)



# 元実習生への帰国後の支援状況

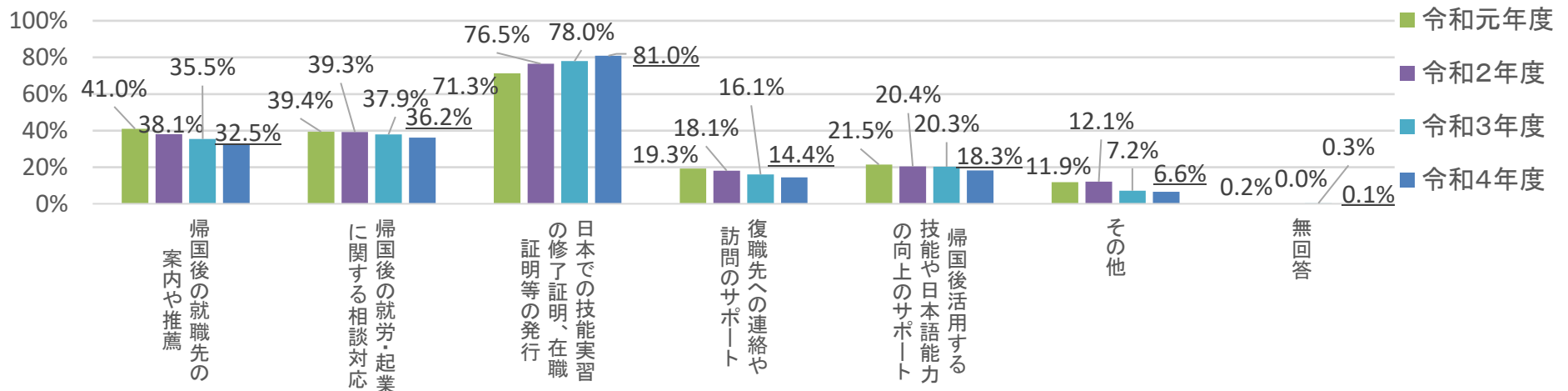
## 元実習生の技能移転を進めるための支援状況

元実習生の技能移転を進めるための支援(送出機関と連携して行った支援も含む)を行ったと回答した監理団体等が73.2%となっている。(N=1,773; 令和4年度)



## 具体的な支援内容

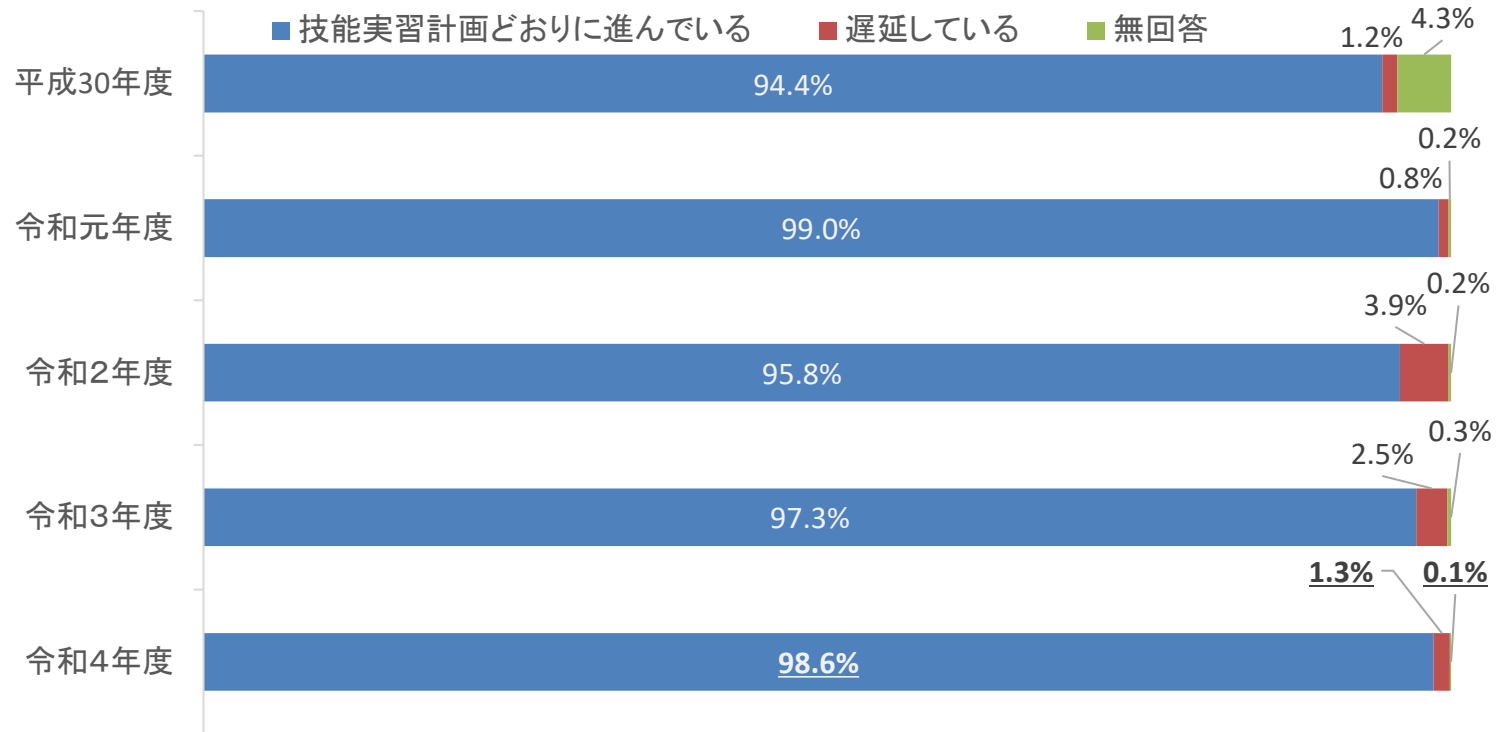
具体的な支援内容は、「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が81.0%と最も多く、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が36.2%、「帰国後の就職先の案内や推薦」が32.5%と続いている。(N=1,298; 令和4年度)



# 実習期間中の技能実習の進捗状況

## 実習生の技能実習の進捗状況について

現在、本邦に在留する技能実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等は98.6%となっている。(N=2,408；令和4年度)



### 石川県 H監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、タイ、インドネシア、ネパール、中国

実習生の職種：農業関係、建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係等

【ポイント】 ✓監理団体傘下の実習実施者が海外子会社の発展に資する人材育成を目指し、帰国後も元実習生をフォローアップ  
✓元実習生は技能実習で修得した知識や技能を活用し、現地子会社のリーダーとして活躍

#### 帰国後、元実習生をフォローアップ

実習実施者は、ベアリング部品の旋削加工会社である。技能・スキルアップの伝承のみならず、国境を越えた良好な人間関係を構築することこそが、グループ企業間の発展に直結するとして、毎年定期的にタイからの実習生を受け入れている。

実習期間中は特定の工程に特化することなく、全ての工程でのスキルアップを目指すと共に、リーダー候補としての人材育成を行っている。

元実習生は、3年間の機械加工実習を修了し、帰国後、同社の子会社で現地社員の技術系のリーダー等として活躍している。

実習実施者は、帰国した元実習生に教育訓練としてリーダーシップ研修等を受講させたり、日本語での業務日報を日本本社に送信させる等して日本本社とのコミュニケーションを継続して行っており、元実習生のフォローアップを続けている。

#### 日本で修得した知識や技能を発揮し、活躍

帰国後、子会社のリーダーとして採用された元実習生は、日本での実習中に修得した「切断」及び「旋削」工程等の高レベルスキルを遺憾なく発揮している。同スキルを現地スタッフに教育指導しながら、リーダーシップを発揮している（写真①②）。



写真①元実習生（タイ子会社にて）



写真②元実習生(管轄するタイの工場の前で)



徳島県 J監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：カンボジア、ミャンマー、タイ

実習生の職種：耕種農業、畜産農業、婦人子供服製造、そう菜製造業等

【ポイント】 ✓監理団体が独自に作成した「評価書」、「推薦状」を発行し、実習生の母国での就職や昇進を支援  
 ✓SNSを活用して、元実習生のフォローアップを実施

「評価書」と「推薦状」を発行し、実習生の母国での就職や昇進を支援

監理団体が独自に各実習生の「評価書」、「推薦状」を作成し、送出機関に母国語翻訳を依頼している。技能実習終了後、元実習生に「評価書」（写真①）、「推薦状」（写真②）を交付し、帰国後の就職や昇進を支援している。

帰国後、管理職に登用されて給料が増加した事例もある。

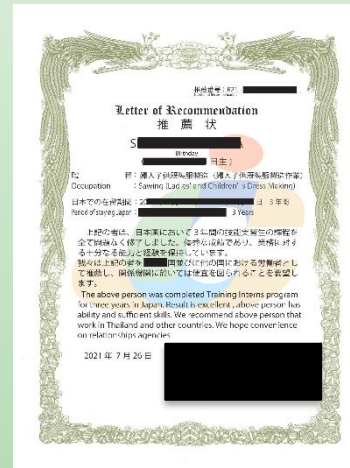
帰国後はSNSを活用して技術指導支援を実施

元実習生の帰国後、SNSを活用してコミュニケーションを継続している。元実習生から日本で修得した技能について質問があった場合は、実習実施者を変えてSNSのテレビ機能等を利用して、回答している。元実習生からの連絡等にはなるべく24時間以内の回答を心掛けている。フォローアップを確実に行うよう、送出機関にも元実習生の調査を依頼している。

技能実習における能力評価 個人評価書(帰国後)

評価項目	評価内容	評価結果
1. 労働者としての基礎知識	1. 労働者としての基礎知識(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する知識を有している。	3
2. 労働者としての基礎技能	2. 労働者としての基礎技能(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する技能を有している。	4
3. 労働者としての基礎態度	3. 労働者としての基礎態度(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する態度を有している。	4
4. 労働者としての基礎能力	4. 労働者としての基礎能力(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する能力を有している。	3
5. 労働者としての基礎素養	5. 労働者としての基礎素養(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する素養を有している。	3
6. 労働者としての基礎資質	6. 労働者としての基礎資質(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する資質を有している。	4
7. 労働者としての基礎能力	7. 労働者としての基礎能力(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する能力を有している。	4
8. 労働者としての基礎素養	8. 労働者としての基礎素養(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する素養を有している。	4
9. 労働者としての基礎資質	9. 労働者としての基礎資質(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する資質を有している。	4
10. 労働者としての基礎能力	10. 労働者としての基礎能力(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する能力を有している。	4
11. 労働者としての基礎素養	11. 労働者としての基礎素養(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する素養を有している。	4
12. 労働者としての基礎資質	12. 労働者としての基礎資質(労働法、労働契約、労働時間、労働安全衛生、労働災害防止、労働組合、労働争議の処理等)に関する資質を有している。	4

写真① 評価書



写真② 推薦状

### 東京都 T 監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、カンボジア、中国

実習生の職種：婦人子供服製造、下着類製造

【ポイント】 ✓技能実習で修得した縫製技術を活用して、帰国後、縫製業を起業  
✓元実習生とSNSを活用して関係性を維持し、フォローアップ

帰国後、仕事を設け、縫製業を起業

カンボジア人元実習生は、5年間の婦人子供服製造の実習を受けた。縫製技術、日本語習得に非常に熱心であった元実習生は2022年4月に実習を修了し、帰国した。

帰国後は、縫製用の仕事を設け、縫製作業に必要なミシン、定規、アイロン、ボディ（人の体型をした台）等を揃え、縫製の仕事を始めた（写真①②）。

家族の介護に専念した時期を経て、2023年に入り、洋服づくりを再開し、また、地元の企業からカーテン等の受注も受けている。

元実習生とSNSを活用して連絡を取り合い、関係を維持

元実習生の帰国時、実習実施者は日本の布（日本の布はカンボジアでは非常に高価で高品質）を持たせ、帰国後、実習で学んだ技術を活用して仕事ができるように支援した。

帰国後もSNSを通じて連絡を取り合っており、元実習生からは、生活状況や起業準備の際の写真等が送られてきている。コミュニケーションは日本語で行っているが、複雑な内容はカンボジア語通訳を介して行っている。

日本での技術を修得し、帰国後、母国において縫製の仕事に就く元実習生の活躍を期待している。



写真① 仕事場



写真② 仕事場で作業中

# 技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例①

令和4年度 調査結果

外国人技能実習機構

## 愛知県 A1 監理団体

### 【監理団体概要】

実習生の国籍：インドネシア、中国

実習生の職種：プラスチック成形

- 【ポイント】 ✓日本文化を体験するため、年賀状コンテストを開催
- ✓作文コンテストを実施したり、監理団体主催の日本語教室を開催し、日本語学習を支援

### 年賀状作成を通して、日本文化を習得

実習生に日本文化に触れる機会を設けるため、監理団体は「年賀状コンテスト」を開催した。実習生たちは自分の生まれた年の干支を調べることから始めた。優秀作品は実習実施者社員の投票で選ばれ、優秀作品の実習生には賞状と賞品（カラーペンのセット）が贈呈された。実習生からは、「仲間の絵が上手で驚いた。」等の感想が上がった（写真）。監理団体の担当者のもとに実習生からSNSで「あけましておめでとうございます」という新年のあいさつが届くようになり、実習生のいつもと違った一面を見ることができて非常に有益であったとの声が上がっている。

### 作文コンテストの実施、日本語教室の開催

作文コンテストを実施し、監理団体の日本語講師が文法、原稿用紙の使い方等について評価し、監理団体職員が作文の内容等を評価している。表彰者には、「文章を書くこと」に関連して、賞品としてレターセットを贈呈している。また、日本語能力試験等の支援のため、毎週土曜日に1時間、監理団体主催の日本語教室を開催している。無償で日本語を学べる機会とあって、出席率は高く、教室内はいつも笑顔が溢れている。教室開催時、実習生から様々な相談を受けることもあり、実習生の状況を見守る一助ともなっている。



優秀作品と実習生



# 技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例②

令和4年度 調査結果

外国人技能実習機構

## 愛知県 A2 監理団体

### 【監理団体概要】

実習生の国籍：インドネシア

実習生の職種：内装仕上げ施工

- 【ポイント】 ✓地元の中学校で技能実習生が講師となり、相互理解を深める
- ✓地域のお祭りを通じて地域住民と交流
- ✓日本語学習を支援

### 中学生と実習生の交流授業を行い、相互理解を深める

近隣の中学校から「技能実習制度や外国人が日本に来ている理由等について理解を深める取組をしたい。」という相談が寄せられた。実習生たちは中学校で講師となり、技能実習として来日した理由、インドネシアでの生活及び文化等について発表した。その後、生徒たちからの「日本はどんな国ですか。」、「海はきれいですか。」、「好きな歌は何ですか。」等の質問に答えた。生徒と実習生からは「初めは緊張したが、楽しかった。」という感想が寄せられた。実際に対面交流をして相互理解を深めることで、挨拶のできる親しい関係が築けた。中学校側とは今後も定期的に交流を続けていこうと話している（写真）。

### 地域の人と秋祭り等で交流

地域社会との交流の促進及び日本文化を知ってもらうために、実習生たちに秋祭り等の地域イベントに積極的に参加してもらっている。浴衣の着用を希望する実習生には、近隣の着物教室等の協力を得て、浴衣を着る機会も設けている。

### 日本語学習支援

日本語学習支援として、定期的に始業前又は終業後、日本語能力試験の受験クラス別に1時間の日本語授業を行っている。受験者全員にテキストやその他の教材を無償配布しているほか、日本語能力試験合格者に対する報奨金制度を導入し、モチベーションの向上を図っている。



中学生と実習生の交流授業

# 技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例③

令和4年度 調査結果

## 外国人技能実習機構

### 兵庫県 G監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、ミャンマー、タイ、カンボジア、中国  
実習生の職種：建設関係、食品製造関係、機械・金属関係等

- 【ポイント】 ✓組合通信を配布し、日本での生活を支援
- ✓日本文化習得を支援
- ✓独自教材による日本語学習システムを構築し、日本語学習を支援

組合通信を作成し、実習実施者と実習生に配布

監理団体は実習実施者と実習生向けに3か月に1度、組合通信を配布している。組合通信には厚生労働省や法務省からの案内、出入国の情報、日本語能力試験の情報、日本語に関する行事（作文コンクール、試験対策講座等）や組合イベント（花見会、バーベキュー大会）の開催状況を掲載し、実習生の日本での生活を支援している（写真①）。

日本文化を学びながら、日本での生活様式を体験

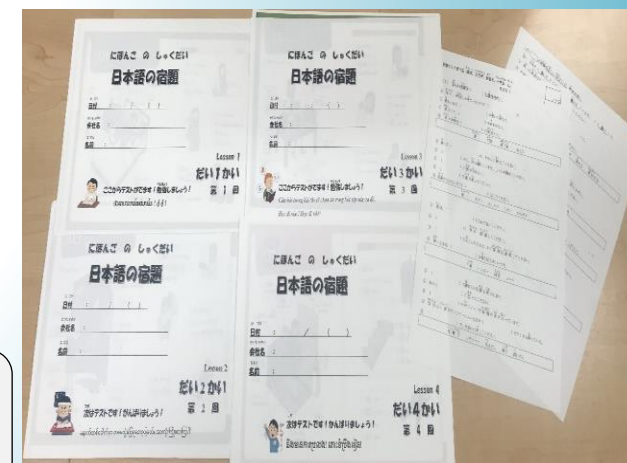
日本文化を学ぶ機会として、京都の清水寺や伏見稲荷大社等への観光を実施している。その際、観光だけではなく、実生活上で必要な電車の乗り方、切符の買い方、ATMの操作方法等を体験し、実践することも目的としている。  
見学中、実習生たちは和菓子屋で和菓子とお茶を楽しむなど、日本の「和」も体験している。

独自に教材や試験問題を作成し、日本語学習を支援

監理団体は、実習生の日本語能力向上のため、独自に作成した「学習資料（生活で使う単語帳）」、その単語帳から出題する「確認試験」を作成し、2015年から配布している。以後、教材を徐々に改良し、現在では5か国語用の資料を作成している。実習期間の3年間に、2回の学習資料配布後に1回の確認試験を行うというローテーションを繰り返し行っている。「組合通信」の中で確認試験の結果を発表し、入賞者を表彰している。今後も時代の変化に対応し、職種に応じた単語帳の作成に取り組んでいくこととしている（写真②）。



写真① 組合通信



写真② 日本語学習資料、確認試験